

# 筑前町地域防災計画

## 資料編

平成25年3月  
平成31年2月改定  
令和3年3月改定  
令和4年3月改定  
令和5年3月改定

筑前町防災会議



## 資料編

1 条 例	1
1－1 筑前町防災会議条例	1
1－2 筑前町防災会議編成	2
1－3 筑前町灾害対策本部条例	3
2 町無線局等の名称及び設(配)置場所	4
2－1 固定局・基地局	4
2－2 陸上移動局	4
2－3 野外拡声子局及び設置場所	8
3 町灾害応急対策の活動体制	9
3－1 編成	9
3－2 配備の種類・配備責任者	9
3－3 職員の配備	10
3－4 災害対策本部各部の業務	11
4 町内避難場所等一覧	14
4－1 指定緊急避難場所	14
4－2 筑前町指定緊急避難場所マップ	15
4－3 指定避難所	16
4－4 福祉避難所	16
5 町災害時備蓄一覧	17
6 災害時広報文例	19
6－1 避難情報の伝達文(例)	19
6－2 地震発生時の伝達文(例)	21
6－3 安心情報の伝達文(例)	25
6－4 避難所の開設状況(例)	25
7 防災関係機関連絡窓口	26
7－1 県出先機関連絡先電話番号(災害対策地方本部等関係)	26
7－2 市町村防災担当課連絡先電話番号	26
7－3 国・県・公共機関連絡先電話番号	27
8 水防、消防及び給水資機材一覧	30
8－1 町保有水防資機材一覧	30
8－2 消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況	30
8－3 主な給水車保有機関名及び数量(陸上自衛隊)	30
8－4 給水用機械保有(陸上自衛隊)	31

8－5 筑前町給水タンク保有状況	31
9 災害用臨時ヘリポート一覧表	31
10 応急医療体制	32
10-1 災害拠点病院	32
10-2 福岡県内の血液センター一覧表	32
10-3 二種感染症指定医療機関一覧表	32
11 町内の医療機関	33
11-1 病院	33
11-2 診療所	33
11-3 歯科診療所	33
12 文化財	34
13 火葬場	35
14 ごみ焼却施設、し尿処理施設	35
14-1 ごみ焼却施設	35
14-2 し尿処理施設	35
15 災害時応援等協定一覧	36
16 災害危険箇所	57
16-1 災害危険河川区域	57
16-2 道路危険箇所	58
16-3 山地災害危険箇所	58
16-3-1 山腹崩壊危険地区（国有林）	58
16-3-2 崩壊土砂流出危険地区（国有林）	58
16-3-3 山腹崩壊危険地区（民有林）	58
16-3-4 崩壊土砂流出危険地区（民有林）	59
16-4 土砂災害危険箇所	60
16-4-1 砂防指定地 指定箇所	60
16-4-2 土石流危険渓流Ⅰ	61
16-4-2-2 土石流危険渓流Ⅱ	61
16-4-3 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	62
16-4-4 急傾斜地崩壊危険箇所 自然斜面Ⅰ	62
16-4-5 急傾斜地崩壊危険箇所 自然斜面Ⅱ	63
16-4-6 急傾斜地崩壊危険箇所 人口斜面Ⅰ、Ⅱ	64
16-5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	64
16-5-1 土石流	64
16-5-2 急傾斜地の崩壊	67
16-6 アンダーパス	67





# 1 条 例

## 1-1 筑前町防災会議条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 115 号

### 筑前町防災会議条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、筑前町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 筑前町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

#### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから町長が任命する者
  - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認め任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は 14 人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

#### (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、筑前町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

#### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 17 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施工する。

## 1-2 筑前町防災会議編成

	役 職	職 名
	会 長	町 長
1	委 員	陸上自衛隊小郡駐屯地第 103 施設器材隊長
2	委 員	朝倉県土整備事務所長
3	委 員	朝倉農林事務所長
4	委 員	朝倉警察署長
5	委 員	甘木・朝倉消防署 西部分署長
6	委 員	副 町 長
7	委 員	教 育 長
8	委 員	消防団長
9	委 員	九州電力送配電株式会社 甘木配電事業所長
10	委 員	西日本電信電話株式会社 九州支店 設備部 災害対策室 課長
11	委 員	消防委員長
12	委 員	区長会長
13	委 員	男女共同参画センター館長
14	委 員	社会福祉協議会 事務局長
事 務 局		筑前町環境防災課

## 1-3 筑前町災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 116 号

### 筑前町災害対策本部条例

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の二第 8 項の規定に基づき、筑前町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

#### (委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

#### 附 則（平成 30 年 12 月 17 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施工する。



## 2 町無線局等の名称及び設(配)置場所

### 2-1 固定局・基地局

通信系	無線局等の種別	呼出名称	設(配)置場所	管理機関名	管理者等
同報系	固定局 1	ぼうさいちくぜん まちやくば	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
	簡易中継局	ぼうさいちくぜん まちやすこうげん ちゅうけい	筑前町三箇山 531 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
	遠隔制御器	ぼうさいちくぜん まち	朝倉市一木 18 番地 20	甘木・朝倉 消防本部	消防長

### 2-2 陸上移動局

通信系	種 別	名 称	設(配)置場所	管理機関名	管理者等
移動系	陸上 移動局 (車載)	ちくぜんぼうさい 1	筑前町曾根田 1481 番地 3	筑前町消防団 第 1 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2	筑前町松延 785 番地 1	筑前町消防団 第 2 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 3	筑前町下高場 1900 番地 3	筑前町消防団 第 3 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 4	筑前町篠隈 373 番地	筑前町消防団 第 4 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 5	筑前町栗田 1195 番地 2	筑前町消防団 第 5 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 6	筑前町高田 875 番地 3	筑前町消防団 第 6 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 7	筑前町新町 421 番地 5	筑前町消防団 第 7 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 8	筑前町篠隈 373 番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 51	筑前町上高場 1787 番地 2	筑前町消防団 第 5 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 61	筑前町山隈 1536 番地 8	筑前町消防団 第 6 分団	環境防災課 消防安全係長
	簡易 無線局 (携帯)	ちくぜんぼうさい 71	筑前町依井 540 番地 8	筑前町消防団 第 7 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 72	筑前町依井 1125 番地 2	筑前町消防団 第 7 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 81	筑前町篠隈 373 番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 101	筑前町曾根田 1481 番地 3	筑前町消防団 第 1 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 102	筑前町曾根田 1481 番地 3	筑前町消防団 第 1 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 103	筑前町曾根田 1481 番地 3	筑前町消防団 第 1 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 104	筑前町曾根田 1481 番地 3	筑前町消防団 第 1 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 105	筑前町曾根田 1481 番地 3	筑前町消防団 第 1 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 119	筑前町下高場 3599 番地 3	甘木・朝倉 消防署西部分署	西部分署長
		ちくぜんぼうさい 201	筑前町松延 785 番地 1	筑前町消防団 第 2 分団	環境防災課 消防安全係長

通信系	種別	名 称	設(配)置場所	管理機関名	管理者等
移動系	簡易無線局 (携帯)	ちくぜんぼうさい 202	筑前町松延 785 番地 1	筑前町消防団 第2分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 203	筑前町松延 785 番地 1	筑前町消防団 第2分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 204	筑前町松延 785 番地 1	筑前町消防団 第2分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 205	筑前町松延 785 番地 1	筑前町消防団 第2分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 301	筑前町下高場 1900 番地 3	筑前町消防団 第3分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 302	筑前町下高場 1900 番地 3	筑前町消防団 第3分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 303	筑前町下高場 1900 番地 3	筑前町消防団 第3分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 304	筑前町下高場 1900 番地 3	筑前町消防団 第3分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 305	筑前町下高場 1900 番地 3	筑前町消防団 第3分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 401	筑前町篠隈 373 番地	筑前町消防団 第4分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 402	筑前町篠隈 373 番地	筑前町消防団 第4分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 403	筑前町篠隈 373 番地	筑前町消防団 第4分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 404	筑前町篠隈 373 番地	筑前町消防団 第4分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 405	筑前町篠隈 373 番地	筑前町消防団 第4分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 501	筑前町栗田 1195 番地 2	筑前町消防団 第5分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 502	筑前町栗田 1195 番地 2	筑前町消防団 第5分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 503	筑前町栗田 1195 番地 2	筑前町消防団 第5分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 504	筑前町栗田 1195 番地 2	筑前町消防団 第5分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 505	筑前町栗田 1195 番地 2	筑前町消防団 第5分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 601	筑前町高田 875 番地 3	筑前町消防団 第6分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 602	筑前町高田 875 番地 3	筑前町消防団 第6分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 603	筑前町高田 875 番地 3	筑前町消防団 第6分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 604	筑前町高田 875 番地 3	筑前町消防団 第6分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 605	筑前町高田 875 番地 3	筑前町消防団 第6分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 701	筑前町新町 421 番地 5	筑前町消防団 第7分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 702	筑前町新町 421 番地 5	筑前町消防団 第7分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 703	筑前町新町 421 番地 5	筑前町消防団 第7分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 704	筑前町新町 421 番地 5	筑前町消防団 第7分団	環境防災課 消防安全係長

通信系	種別	名称	設(配)置場所	管理機関名	管理者等
移動系	簡易無線局 (携帯)	ちくぜんぼうさい 705	筑前町新町 421番地 5	筑前町消防団 第7分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 706	筑前町新町 421番地 5	筑前町消防団 第7分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 801	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 802	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 803	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 804	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 805	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 901	筑前町篠隈 373番地	環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 902	筑前町篠隈 373番地	環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 903	筑前町篠隈 373番地	環境防災課	環境防災課 消防安全係長
	広域無線局 (車載)	ちくぜんぼうさい 1	筑前町曾根田 1481番地 3	筑前町消防団 第1分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2	筑前町松延 785番地 1	筑前町消防団 第2分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 3	筑前町下高場 1900番地 3	筑前町消防団 第3分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 4	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 第4分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 5	筑前町栗田 1195番地 2	筑前町消防団 第5分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 6	筑前町高田 875番地 3	筑前町消防団 第6分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 7	筑前町新町 421番地 5	筑前町消防団 第7分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 8	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 51	筑前町上高場 1787番地 2	筑前町消防団 第5分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 61	筑前町山隈 1536番地 8	筑前町消防団 第6分団	環境防災課 消防安全係長
	広域無線局 (基地)	ちくぜんぼうさい 71	筑前町新町 421番地 5	筑前町消防団 第7分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 72	筑前町依井 1125番地 2	筑前町消防団 第7分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 81	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
	広域無線局 (携帯)	ちくぜんぼうさい ほんぶ 1	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい ほんぶ 2	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 801	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 802	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 803	筑前町篠隈 373番地	筑前町消防団 本部	環境防災課 消防安全係長

通信系	種別	名称	設(配)置場所	管理機関名	管理者等
移動系 広域無線局 (携帯)	ちくぜんぼうさい 901 ちくぜんぼうさい 902 ちくぜんぼうさい 903 ちくぜんぼうさい 904 ちくぜんぼうさい 2001 ちくぜんぼうさい 2002 ちくぜんぼうさい 2003 ちくぜんぼうさい 2004 ちくぜんぼうさい 2005 ちくぜんぼうさい 2006 ちくぜんぼうさい 2007 ちくぜんぼうさい 2008 ちくぜんぼうさい 2009 ちくぜんぼうさい 2010 ちくぜんぼうさい 2011 ちくぜんぼうさい 2012 ちくぜんぼうさい 2013 ちくぜんぼうさい 2014 ちくぜんぼうさい 2015 ちくぜんぼうさい 2016 ちくぜんぼうさい 2017 ちくぜんぼうさい 2018 ちくぜんぼうさい 2019 ちくぜんぼうさい 2020	ちくぜんぼうさい 901	筑前町曾根田 1481 番地 3	筑前町消防団 第 1 分団	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 902	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 903	筑前町下高場 3599 番地 3	甘木・朝倉消防署 西部分署	西部分署長
		ちくぜんぼうさい 904	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2001	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2002	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2003	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2004	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2005	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2006	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2007	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2008	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2009	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2010	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2011	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2012	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2013	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2014	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2015	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2016	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2017	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2018	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2019	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長
		ちくぜんぼうさい 2020	筑前町篠隈 373 番地	筑前町役場 環境防災課	環境防災課 消防安全係長

### 2-3 屋外拡声子局及び設置場所

番号	局名	設置場所	番号	局名	設置場所
1	櫛木	櫛木公民館付近	20	東小田下	東小田下ゲートボール場内
2	三箇山	三箇山公民館	21	東小田小学校	東小田小学校屋上
3	黒岩	黒岩川敷	22	四三嶋	四三嶋公民館
4	陣高	農業者研修センター付近	23	四三嶋新橋	草場川敷
5	勝山	町道敷	24	小隈	草場川敷
6	畠嶋下	畠嶋下構造改善センター	25	下高場	下高場公民館
7	玉虫橋	町道敷	26	才の木	夜須環境美化センター内
8	坂根	坂根公民館	27	西部分署	消防署西部分署
9	下曾根田	消防団第1分団格納庫	28	大膳松	田口医院付近
10	砥上	砥上公民館	29	総合支所	男女共同参画センター
11	吹田	吹田公民館	30	栗田	栗田公民館
12	赤坂	赤坂公民館	31	当所	当所公民館
13	松延本村	松延本村公民館	32	上高場	宝満様
14	小田原	防火水槽横	33	高上	町営総合グランド
15	中牟田町	中牟田町公民館	34	山隈	山隈区グランド
16	下原	下原公民館付近	35	弥永	弥永公民館
17	朝日橋	山家川敷	36	依井二	隣保館
18	朝日上の原	朝日上の原公民館	37	高田	高田コミュニティセンター
19	丸町	丸町公民館			

### 3 町災害応急対策の活動体制

#### 3-1 編成



#### 3-2 配備の種類・配備責任者

配備の種類	災害状況等			配備責任者
注意配備	災害警戒本部体制	大雨警報、洪水警報発令時の配備体制 その他の気象警報については環境防災課長の判断により配備体制をとる 【指定された職員は「防災メール・まもるくん」等により、大雨警報、洪水警報を確認したならば、速やかに配備体制をとる】		環境防災課長
準第1配備		住民からの問い合わせや、一部災害対策の必要はあるが、第1配備の体制までは必要がない場合 自主避難者を受け入れる場合、夜須地区はコスモスプラザ「敬老館」、三輪地区は男女共同参画センター「リブラ」で受け入れを行う 【環境防災課長、上下水道課長、建設課長は状況により出動】 【自主避難者を受け入れる場合は、総務部長、福祉保健部長は出動】		
第1配備		気象情報等により災害の発生が予想される状態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合、及び町内において震度4の地震が観測された時の配備体制 自主避難者を受け入れる場合、夜須地区はコスモスプラザ「敬老館」、三輪地区は男女共同参画センター「リブラ」で受け入れを行う 【町災害対策本部全部長出動】		副町長
第2配備	災害対策本部体制	比較的軽微な規模の災害、もしくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至となった場合、及び町内において震度5弱の地震が観測された時の配備体制 【職員2名1組により災害危険箇所の巡回及び広報活動等を行う】		町長
第3配備		相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当に拡大するおそれがあると予想される場合、及び町内において震度5強の地震が観測された時の配備体制		
第4配備		町に全体にわたる災害が発生し、又は局地的であっても被害が特に大きい場合及び町内において震度6弱以上の地震が観測され、大規模な災害発生が免れないと予想される場合の配備体制 【災害救助法の適用に至るおそれのある場合を含む】		

### 3-3 職員の配備

部名	担当課名	部長					
			注意配備	準第1配備	第1配備	第2配備	第3配備
事務局	環境防災課	環境防災課長	職員2名		職員3名	職員4名	全職員
総務部	総務課	総務課長			職員2名	職員3名	
	財政課				職員2名	職員3名	職員の半数
	企画課				職員1名	職員1名	
上下水道部	上下水道課	上下水道課長	職員2名		職員4名	職員6名	全職員
	支所窓口係				職員1名	職員1名	職員の半数
土木部	建設課	建設課長	職員2名		職員4名	職員4名	全職員
	都市計画課				職員2名	職員2名	職員の半数
	税務課				職員2名	職員3名	
	出納室						
農林商工部	農林商工課	農林商工課長			職員2名	職員4名	
	農業委員会事務局						職員の半数
	議会事務局						
	住民課				職員1名	職員1名	
	人権・同和対策室						
福祉保健部	福祉課	福祉課長			職員2名	職員2名	
	こども課				職員1名	職員1名	職員の半数
	健康課				職員1名	職員2名	
	福祉部保健師				職員3名	職員3名	職員の半数
	美和みどり保育所						
教育部	教育課	教育課長			職員1名	職員3名	
	生涯学習課				職員1名	職員2名	職員の半数
	夜須中学校						
消防部	消防団	消防団長		団長 副団長 (自宅待機)	団長	全団員	全団員
					副団長	(町職員除く)	(町職員除く)
					正副分団長 (自宅待機)		

### 3-4 災害対策本部各部の業務

部 名	担当課名	主な業務
事務局	環境防災課	1 防災関係機関との調整 2 関係機関から気象・地震等の情報収集 3 災害対策本部会議の招集、進行 4 被害情報の収集・総括・報告に関すること 5 広域応援要請の実施に関すること 6 自衛隊への派遣要請に関すること 7 災害ボランティアの受け入れ体制の調整に関すること 8 被災地の衛生維持に関すること 9 廃棄物処理に関すること 10 被災地の清掃に関すること 11 し尿処理に関すること 12 遺体安置所の開設に関すること 13 遺体の処理、埋葬及び火葬に関すること 14 罷災と被災の仕分け及び被災証明の発行に関すること
総務部	総務課 財政課 企画課	1 通信体制の確保に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること 3 広報活動の総合調整及び実施に関すること 4 職員の動員調整及び派遣に関すること 5 インターネットによる情報伝達及び収集に関すること 6 職員の給食に関すること 7 職員の健康管理に関すること 8 資機材等の調達に関すること 9 避難所の開設・運営・総括に関すること 10 被災職員に関すること 11 関係予算及び経理に関すること 12 災害資金の出納に関すること 13 議会との連絡に関すること 14 その他所管施設・業務に関すること 15 他の各部の応援に関すること
上下水道部	上下水道課 支所窓口係	1 支所施設の被害調査及び復旧に関すること 2 上下水道施設の被害調査と応急復旧工事に関すること 3 応急給水に関すること 4 仮設トイレの設置に関すること 5 その他所管施設・業務に関すること 6 他の各部の応援に関すること

部名	担当課名	主な業務
土木部	建設課 都市計画課 税務課 出納室	1 道路・橋梁・河川等の被害調査及び応急復旧工事に関すること 2 農地、農業施設の復旧に関すること 3 復興計画策定及び総括に関すること 4 道路障害物の除去に関すること 5 住宅障害物の除去に関すること 6 被災地の清掃、災害廃棄物の処理に関すること 7 災害復旧資機材等の調達・輸送に関すること 8 町営住宅の被害調査及び町営住宅の復旧に関すること 9 被災住宅の応急措置に関すること 10 応急仮設住宅に関すること 11 税制措置に関すること 12 家屋及び土地の被害調査及び調査に基づく罹災証明の発行に関すること 13 その他所管施設・業務に関すること 14 他の各部の応援に関すること
農林商工部	農林商工課 農業委員会事務局 議会事務局 住民課 人権・同和対策室	1 食糧・資器材等の調達に関すること 2 農業団体との連絡に関すること 3 農林地・農林業施設の被害調査及び復旧に関すること 4 農産物の被害調査に関すること 5 商工業者の被害調査、復旧に関すること 6 被災者名簿に関すること 7 救援物資の受領及び配分に関すること 8 その他所管施設・業務に関すること 9 他の各部の応援に関すること
福祉保健部	福祉課 こども課 健康課 福祉部保健師 美和みどり保育所	1 要配慮者対策に関すること 2 災害救助法に関すること 3 避難所・福祉避難所の開設・運営に関すること 4 被災者支援に関すること 5 保育所の被害調査及び復旧に関すること 6 応急保育に関すること 7 医療救護活動に関すること 8 医療関係機関等との連絡調整に関すること 9 被災地の衛生維持に関すること 10 その他所管施設・業務に関すること 11 他の各部の応援に関すること

部 名	担当課名	主な業務
教育部	教育課 生涯学習課 夜須中学校	1 児童・生徒の避難及び安全確保に関すること 2 学校施設の被害調査及び復旧に関すること 3 応急教育に係る総合調整に関すること 4 学用品の給与に関すること 5 管理施設の避難施設への供与に関すること 6 文化財の保護及び復旧に関すること 7 所管文化施設の被害調査及び復旧に関すること 8 その他所管施設・業務に関すること 9 他の各部の応援に関すること
消防部	消防団	1 緊急救助活動に関すること 2 被災者の搜索、収容活動に関すること 3 被災者の救出及び搬送に関すること 4 消防に関すること 5 水防に関すること

## 4 町内避難場所等一覧

(平成26年10月1日改正)

### 4-1 指定緊急避難場所

※ 指定緊急避難場所とは、災害時の危険を回避するため一時的に避難する場所

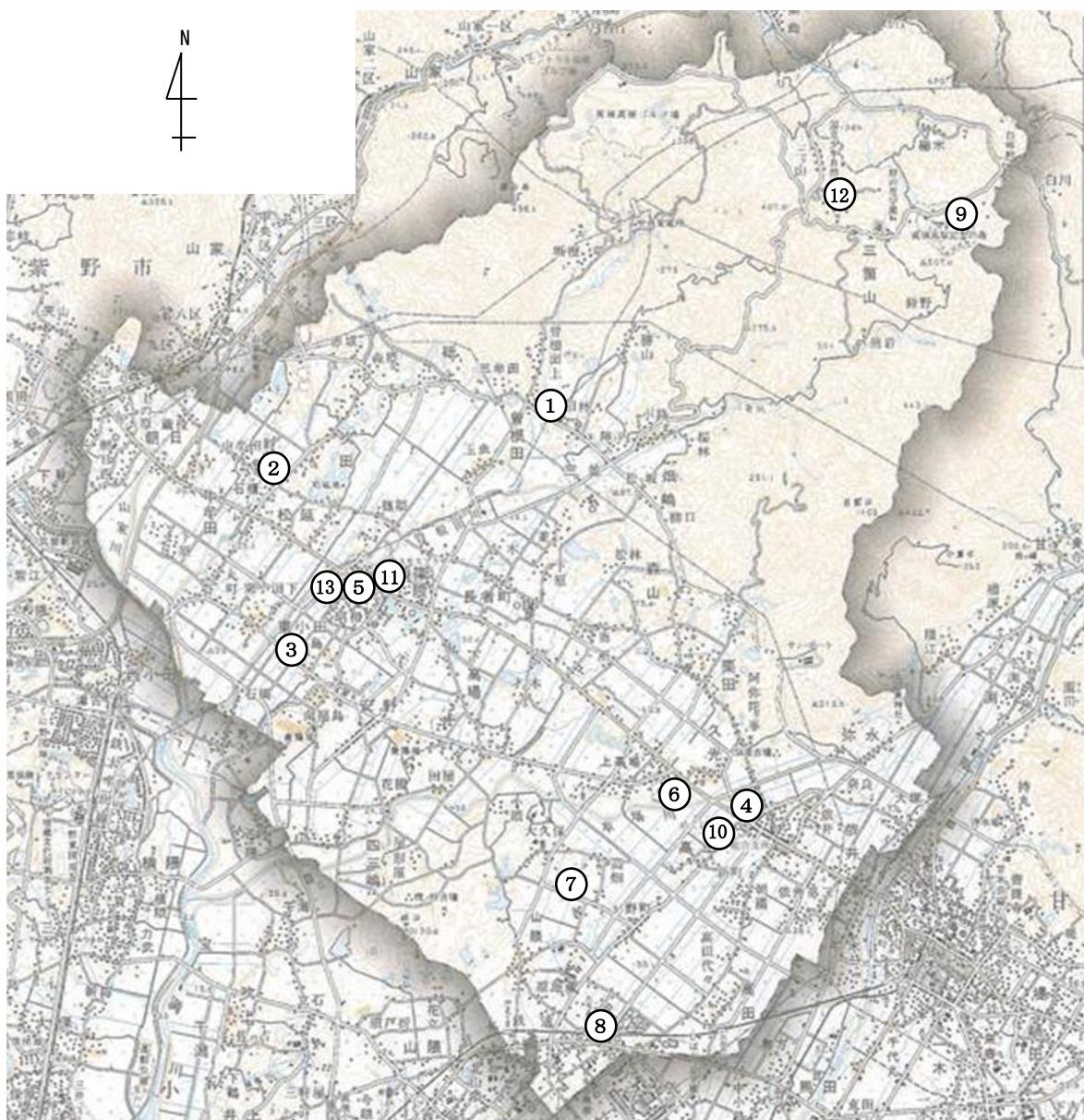
	名 称	住 所	洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災
1	三並小学校グラウンド	三並1354-1	×	×	○	○
2	中牟田小学校グラウンド	中牟田145-1	×	×	○	○
3	東小田小学校グラウンド	東小田436-1	×	×	○	○
4	三輪小学校グラウンド	新町400	×	×	○	○
5	夜須中学校グラウンド	東小田3539-1	×	×	○	○
6	三輪中学校グラウンド	久光1600	×	×	○	○
7	町営三輪グラウンド	高上597-1	×	×	○	○
8	ちくぜん少年大使館	高田2317-1	×	×	○	○
9	夜須高原記念の森 東駐車場	櫛木3-6	×	×	○	×
10	男女共同参画センターリブラ	新町440	○	○	×	×
11	コスモスプラザ「敬老館」	篠隈373	○	○	×	×
12	夜須高原青少年自然の家	三箇山1103	○	○	×	×
13	農業者トレーニングセンター	東小田1576-1	○	○	×	×
14	三並小学校体育館	三並1354-1	○	○	×	×
15	中牟田小学校体育館	中牟田145-1	○	○	×	×
16	東小田小学校体育館	東小田436-1	○	○	×	×
17	三輪小学校体育館	新町400	○	○	×	×
18	夜須中学校体育館	東小田3539-1	○	○	×	×
19	三輪中学校体育館	久光1600	○	○	×	×

※ ○：使用可能 ×：使用不可能

※ 高潮、津波災害については、想定していません。

※ その他の災害については、防災行政無線でお知らせします。

#### 4-2 筑前町指定緊急避難場所マップ



#### ※記載場所

	名 称	住 所		名 称	住 所
①	三並小学校	三並 1 3 5 4-1	⑧	ちくぜん少年大使館	高田 2 3 1 7-1
②	中牟田小学校	中牟田 1 4 5-1	⑨	夜須高原記念の森 東駐車場	櫛木 3-6
③	東小田小学校	東小田 4 3 6-1	⑩	男女共同参画センターリブラ	新町 4 4 0
④	三輪小学校	新町 4 0 0	⑪	コスモスプラザ「敬老館」	篠限 3 7 3
⑤	夜須中学校	東小田 3 5 3 9-1	⑫	夜須高原青少年自然の家	三箇山 1 1 0 3
⑥	三輪中学校	久光 1 6 0 0	⑬	農業者トレーニングセンター	東小田 1 5 7 6-1
⑦	町営三輪グラウンド	高上 5 9 7-1			

#### 4-3 指定避難所

※ 指定避難所とは、災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設

	名 称	住 所	電話番号
1	めくばーる「めくばり館」	久光951-1	24-8760
2	コスモスプラザ「敬老館」	篠隈373	42-6609
3	夜須高原青少年自然の家	三箇山1103	42-5811
4	農業者トレーニングセンター	東小田1576-1	42-3973
5	三並小学校体育館	三並1354-1	42-2158
6	中牟田小学校体育館	中牟田145-1	42-2019
7	東小田小学校体育館	東小田436-1	42-2027
8	三輪小学校体育館	新町400	22-2215
9	夜須中学校体育館	東小田3539-1	42-4161
10	三輪中学校体育館	久光1600	22-2231

#### 4-4 福祉避難所

※ 福祉避難所とは、高齢者、障害者、妊産婦、病弱者などのうち、一般の避難所で生活することが困難な者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。以下「要配慮者」という。）に対し、何らかの特別な配慮をするために設置する避難所のこと

	名 称	住 所	電話番号
1	めくばーる「めくばり館」	久光951-1	24-8760
2	コスモスプラザ「敬老館」	篠隈373	42-6609
3	社会福祉法人障害者支援施設菊池園	山隈1607-11	24-7311
4	特別養護老人ホーム 朝老園ひさみつ	久光1380-1	21-5050
5	社会福祉法人朝倉社会事業協会朝倉苑	原地蔵2226-3	22-2881

## 5 町災害時備蓄品一覧

区分	品名	数量	本庁	支所	備考
居住関係	避難所用テント (張)	160	160		200cm×200 cm
	タ 飛沫防止シート (枚)	160	160		
	エアーマット (枚)	160	160		65cm×195 cm 敷マット
	簡易ベッド (脚)	51	51		200cm×80cm×40cm (九州地域づくり寄贈)
	本部テント (張)	1	1		
	毛 布 (枚)	2,320	380	1,940	
	タオルケット／エマージェンシーマット (枚)	70	70		
	折り畳み式リヤカー (台)	2	2		
	発電機 (台)	8	8		1kw3 台、2kw2 台、5.5kw(HV)3 台
	灯光器 (器)	5	5		1器2灯式 (消防倉庫)
	簡易トイレ (個人用) (台)	8	5	3	1台に袋20枚付き (160回分)
	簡易トイレ用袋 (箱)	5	3	2	上記の予備 20枚/箱 (100回分)
	簡易洋式トイレセット (式)	1	1		袋5枚、ペーパー2個、目隠しポンチョ、(5回分)
	簡易トイレ (大) (洋式身障者対応) (台)	5		5	
	簡易トイレ (グリーントイレ) (箱)	20		20	5個/箱 (100回分)
	簡易トイレ (排便処理セット) (箱)	15		15	30回/箱 (450回分)
	更衣用ルームテント (張)	3	2	1	幅1.2×奥1.2×高さ1.8m
	マジックパネル6畳用 (セット)	10	7	3	10部屋/セット
	間仕切りパッケージ (セット)	20		20	2部屋/セット 幅1.8m×奥行1.8m×高さ1.5m
衣類	雨具 (レインコート) (着)	5	5		
	雨具 (セパレート) (着)	3	3		
	軍手 (双)	50	50		
食糧 飲料水	非常用ミキサー食 (食)	100	100		アレルギー対応
	アルファ米 (食)	4,340	4,340		各種、一部アレルギー非対応
	保存用ビスケット (食)	1,500	1,500		
	クッキー (食)	288	288		アレルギー対応
	ようかん (食)	200	200		アレルギー対応
	非常用パン (食)	684	684		
	ロングライフフーズ ぜんざい (食)	200	200		
	飲料水 (ℓ)	4,822	1,774	3,048	ペットボトル (500mℓ、2,000mℓ)
日用品	ローソク (非常用キャンドル) (本)	50	30	20	金属製受け皿、マッチ付
	懐中電灯 (LED) (個)	25	25		
	タオル (枚)	78	78		
	歯磨き粉 (個)	30	30		チューブ入り 160g
	歯ブラシ (本)	30	30		
	石鹼 (個)	25	25		
	マッチ (箱)	60	40	20	
	ラジオ (台)	15	10	5	手回し充電可
	割り箸・紙コップ	有	有	有	

区分	品名	数量	本庁	支所	備考
日用品	生理用品 (袋)	80	60	20	14個/袋 (1,120個)
	紙おむつ(幼児用)男女兼用M (袋)	6	5	1	58枚/袋 (348枚)
	紙おむつ(幼児用)男女兼用L (袋)	5	4	1	44枚/袋 (220枚)
	紙おむつ(幼児用)女の子用L (袋)	5	4	1	44枚/袋 (220枚)
	紙おむつ(大人用)M~L (袋)	14	11	3	18枚/袋 (252枚)
	紙おむつ(大人用)L~LL (袋)	14	11	3	16枚/袋 (224枚)
炊事用品	焼き出し用釜、かまどセット (台)	2	2		1斗釜
医療器具	外傷用救急箱 (箱)	2	2		
	折り畳み式担架 (台)	1	1		
	特殊救急袋 (枚)	3	3		負傷者搬送用
乳児用品	哺乳瓶 (本)	118	96	22	うち使い捨て本庁96本、支所5本
	粉ミルク (缶)	7		7	810g/缶 美和みどり保育所保管
災害対応品	ヘルメット (個)	50	50		
	ヘルメット用ライト (個)	50	50		
	作業用手袋 (双)	10	10		L×7、M×3
避難所用品	石油ストーブ (台)	10	6	4	
	扇風機(大) (台)	6	6		
	消毒液	有	有	有	
	フェイスマスク	有	有	有	不織布 ディスポーザブル
その他	バケツ (個)	40	40		10ℓ
	貯水タンク2t (個)	1	1		
	貯水タンク1t (個)	4	4		
	給水袋(60kg背負い式) (枚)	1,000		1,000	上下水道課保管

## 6 災害時広報文例

### 6-1 避難情報の伝達文（例）

※ 避難情報を出す時の注意事項

- 1 各情報に至った理由（状況）を簡潔に伝達する。
- 2 避難が必要となる対象地域及び避難所については、具体的に伝達する。
- 3 避難に支障となる事態（道路の冠水や通行止め、橋の通行不能）は、その状況及び避難経路も合わせて伝達する。

警戒 レベル	発令 区分	災害 区分	広報文(例)
警戒 レベル 3	高齢者等避難	水害	<p>緊急放送。緊急放送。こちらは、筑前町です。</p> <p>□□川の水位が上昇し、今後、氾濫する恐れがあるため、浸水の危険がある△△区に対し、〇〇時〇〇分に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方や、その支援者の方は、指定避難場所や安全な親戚・知人宅などに速やかに避難して下さい。</p> <p>それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難して下さい。</p> <p>指定避難場所として、◇◇◇◇、◇◇◇◇を開設しますので、最寄りの避難場所へ避難して下さい。ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</p>
		土砂災害	<p>緊急放送。緊急放送。こちらは、筑前町です。</p> <p>崖くずれなどの土砂災害が起こりやすくなっています。</p> <p>このため、土砂災害の危険がある△△区に対し、〇〇時〇〇に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方や、その支援者の方は、指定避難場所や安全な親戚・知人宅などに速やかに避難して下さい。</p> <p>それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難して下さい。</p> <p>指定避難場所として、◇◇◇◇、◇◇◇◇を開設しますので、最寄りの避難場所へ避難して下さい。ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</p>
警戒 レベル 4	避難指示	水害	<p>緊急放送。緊急放送。こちらは、筑前町です。</p> <p>□□川の水位が上昇し、氾濫するおそれが高まったため、浸水の危険がある△△区に対し、〇〇時〇〇分に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>速やかに、指定避難場所や安全な親戚・知人宅などに避難して下さい。</p> <p>指定避難場所として、◇◇◇◇、◇◇◇◇を開設しますので、最寄りの避難場所や安全な場所へ避難して下さい。ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</p>
		土砂災害	<p>緊急放送。緊急放送。こちらは、筑前町です。</p> <p>崖くずれなどの土砂災害のおそれが高まったため、土砂災害の危険がある△△区に対し、〇〇時〇〇に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>崖や斜面の近くの皆さんは、速やかに指定避難場所や安全な親戚・知人宅などに避難して下さい。</p> <p>指定避難場所として、◇◇◇◇、◇◇◇◇を開設しますので、最寄りの避難場所へ避難して下さい。ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</p>

警戒レベル 5	緊急安全確保	水害	<p>緊急放送。緊急放送。こちらは、筑前町です。</p> <p>□□□川の水位が既に堤防を越えているおそれがあります。</p> <p>このため、浸水の危険がある△△地区に対し〇〇時〇〇分に、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>避難場所等への避難が危険な場合には、自宅の2階や近くの建物で少しでも浸水しにくい、高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>
		土砂災害	<p>緊急放送。緊急放送。こちらは、筑前町です。</p> <p>□□□で崖くずれなどの土砂災害が発生しました。</p> <p>このため、土砂災害の危険がある△△地区に対し〇〇時〇〇分に、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>避難場所等への避難が危険な場合には、自宅の崖から離れた部屋や近くの頑丈な建物、安全な場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>

## 6-2 地震発生時の伝達文（例）

### 1 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

#### （1）地震発生直後から30分後位の場合

※ 町防災行政無線、広報車等により、速やかに伝達する。

町防災行政無線	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。ただいま大きな地震がありました。 まず火の元を消してください。ガスの元栓を閉めてください。 電気器具のスイッチを切ってください。 照明のスイッチをつけたり消したりを繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。併せて、マッチ、ライター、ローソクはしばらく使わないでください。 避難する場合は、確実にブレーカーを切ってから避難して下さい。 重大な緊急連絡の場合以外は、電話を使わないでください。 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。 なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめたうえ、町の災害対策本部の情報収集活動に協力してください。 以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
町防災行政無線・広報車等	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。ただいま大きな地震がありました 皆さん、落ち着いて周りを見てください。地震で一番怖いのは火災です。消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓は締まっていますか。電気のブレーカーは切りましたか。 ガラスの破片などけがをしないよう、スリッパや靴を履いてください。 また揺れるかもしれません。余震に注意しましょう。 屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないでください。 屋外にいる人は、周りに何もないところにとどまり、様子を見てください。 火事が起きていたら大声で近所に知らせ、消せるときは消してください。 重大な緊急連絡の場合以外は、電話を使わないでください。 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。 なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめたうえ、町の災害対策本部の情報収集活動に協力してください。 以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
広報車	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。○○地方の地震はおさまりました。 車に乗っている方は、左側に寄せてください。エンジンを切って、とりあえず様子を見てください。 道路の中央は、消防車や救急車が通るように、必ずあけておいてください。 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。 重大な緊急連絡以外は、電話を使わないでください。 なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめたうえ、町の災害対策本部の情報収集活動に協力してください。</p>

## (2) 地震発生 30 分～2 時間以内の場合

※ 情報の空白時間帯をつくりないよう、町防災行政無線、広報車等により 30 分～1 時間おきに伝達する。

※ 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、数回に分けて必要な事項を取捨選択する。

町防災行政無線・広報車等	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。先ほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありませんが、危険はゼロではありません。ガラスの破片などでケガをしないよう、室内でもスリッパや靴を履いてください。町民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。自宅にいる人はそのまま中にいてください。建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを張っておき、行き先がわかるようにしておいてください。壊れた建物のそばや路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道の真ん中を歩いてください。たれさがった電線には絶対に触れないでください。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。〇〇地方の地震はおさまりました。皆さん、落ち着いて周りを見てください。地震で一番怖いのは火災です。消し忘れた火はありませんか。</p> <p>電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかかりやすくするために、しばらく電話は使わないでください。また、地震で受話器が外れたままになってしまいかねません。もう一度確かめてください。</p> <p>ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。先ほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありませんが、危険はゼロではありません。自宅にいる人はそのまま中にいてください。</p> <p>水道は使えますか。使えたなら水ができるだけ確保してください。風呂桶、ポリタンク、BINなどに水をためておいてください。</p> <p>近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声をかけてください。</p> <p>出所のわからない情報・デマには耳を貸さない。また人に伝えないようにお願いします。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。</p> <p>各地区の区長さんや自主防災組織の役員の方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。また、町民の皆さんも、自分たちの町を守るために、区長さんや自主防災組織の役員の方々に協力してください。</p> <p>なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめたうえ、町の災害対策本部の情報収集活動に協力してください。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>

### (3) 地震発生 2 時間～6 時間以内の場合

- ※ 情報の空白時間帯をつくるないよう、町防災行政無線、広報車等により 1 時間～2 時間おきに伝達する。
- ※ 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、数回に分けて必要な事項を取捨選択する。

町 防災 行政 無線 ・ 広報 車等	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。先ほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くはありませんが、危険はゼロではありません。</p> <p>家族全員にケガがないかどうか確かめてください。小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。ガラスの破片などでケガをしないよう、室内でもスリッパや靴を履かせてください。たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意してみてあげる必要があります。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。先ほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くはありませんが、危険はゼロではありません。</p> <p>近所の人たちを確かめてください。もし、助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。</p> <p>お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。身のまわりが落ち着いたら、声をかけてあげてください。</p> <p>まず火の元を消すように。ガスの元栓を閉めるようにしてあげてください。電気器具のスイッチも切ってあげてください。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。先ほどの地震の筑前町付近の震度は「震度〇」と発表されました。</p> <p>しばらくの間、次の事項は、緊急の場合を除いて行わないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◇ 電話の使用</li><li>◇ 水の無駄づかい</li><li>◇ 被災現場の見物</li><li>◇ 不要な外出</li><li>◇ 照明のスイッチの入り切り</li><li>◇ マッチ、ライター、ローソクの使用</li></ul> <p>出所のわからない情報、デマには、一切耳を貸さない。また、人に伝えないようにお願いします。</p> <p>ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。</p> <p>各地区の区長さんや自主防災組織の役員の方々は、それぞれの役割に従って行動してください。また、町民の皆さんも、自分たちの町を守るために、区長さんや自主防災組織の役員の方々に協力してください。</p> <p>なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめたうえ、町の災害対策本部の情報収集活動にご協力してください。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>

#### (4) 地震発生 6 時間以降の場合

- ※ 情報の空白時間帯をつくるないよう、町防災行政無線、広報車等により 2 時間～3 時間おきに伝達する。
- ※ 項目が多いいため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、数回に分けて必要な事項を取捨選択する。

町 防 災 行 政 無 線 ・ 広 報 車 等	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。</p> <p>これまでわかった被害の状況をお知らせします。</p> <p>亡くなられた方及び重症の方は〇人です。その内訳は、△△地区で〇人、□□地区で〇人です</p> <p>詳しい情報は、町役場に災害相談窓口を設置しましたので直接お尋ねください。</p> <p>出所のわからない情報、デマには、一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。</p> <p>ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。</p> <p>現在町内の電気、水道はすべて供給を停止しています。しばらくの間自分たちで過ごせるよう、行政区や自主防災組織など地域の人たちとともに準備してください。</p> <p>また、小さいお子さんやお年寄りの方、体の不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心がけてください。復旧には何日もかかることが予想されます。</p> <p>詳しい情報は、町役場の災害情報窓口に直接お尋ねください。</p> <p>なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話を使わないでください。</p> <p>出所のわからない情報、デマには、一切耳を貸さない。また、人に伝えないようにお願いします。</p> <p>ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>
	<p>こちらは、筑前町災害対策本部です。</p> <p>各地区の区長さんや自主防災組織の役員の方々は、それぞれの役割に従って行動してください。また、町民の皆さんも、自分たちの町を守るために、区長さんや自主防災組織の役員の方々に協力してください。</p> <p>なお、区長の方々に連絡いたします。周囲の安全を確かめたうえ、町の災害対策本部の情報収集活動にご協力してください。</p> <p>以上、筑前町災害対策本部でした。</p>

### 6-3 安心情報の伝達文（例）

（幼稚園・保育所・学校）

こちらは、筑前町災害対策本部です。

これまでにわかった安心情報をお知らせします。

◇ ○○地区では、地震による半壊以上の被害はありませんでした。

◇ 町立の保育所、小中学校の児童・生徒及び職員については現在、全員無事との報告が入っています。

なお、園児・児童・生徒などは、全員、各学校で保護しています。

◇ ○○学校、○○学校では数人のけが人が出ていますが、いずれも軽症で、生命に別状はありません。児童・生徒は全員、各学校で保護されています。

◇ ○○保育所、○○小学校の園児・児童は全員無事に、○○へ避難しています。

以上、筑前町災害対策本部でした。

### 6-4 避難所の開設状況（例）

こちらは、筑前町災害対策本部です。

避難所の設置場所についてお知らせします。

筑前町では、被災された方々のために、○○小学校、○○中学校に避難所を開設しました。

お困りの方は直接避難所へおいでください。なお、けがをされた方々のために、○○に救護所を開設しております。あわせてご利用ください。

以上、筑前町災害対策本部でした。

## 7 防災関係機関連絡窓口

### 7-1 県出先機関連絡先電話番号（災害対策地方本部等関係）

機 関 名	電話番号	県防災行政無線
朝倉両筑地方本部 (窓口：農林事務所)	0946-22-2730	78-816-701
※ 県災害対策本部が地方本部を開設した場合のみ		
北筑後保健福祉環境事務所 (救助・防疫救護班)	0946-22-4184	78-816-751
朝倉県土整備事務所 (県土整備建築班)	0946-22-3910	78-816-711

### 7-2 市町村防災担当課連絡先電話番号

両筑地方本部（朝倉農林事務所）管内

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		県防災行政無線
			昼 間	緊急時	
久留米市	防災対策室	久留米市城南町 15-3	0942-30-9074	0942-30-9000	78-203-70
小郡市	総務課	小郡市小郡 255-1	0942-72-2111	同 左	78-216-70
うきは市	総務課	うきは市吉井町新治 316	0943-75-3111	0943-75-3120	78-481-70
朝倉市	消防防災課	朝倉市菩提寺 412-2	0946-22-1111	0946-28-7554	78-209-70
筑前町	環境防災課	朝倉郡筑前町篠隈 373	0946-42-6609	同 左	78-444-70
東峰村	総務課	朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425	0946-72-2311	同 左	78-446-70
大刀洗町	総務課	三井郡大刀洗町大字富多 819	0942-77-0101	同 左	78-503-70

### 7-3 国・県・公共機関連絡先電話番号

( ) 内は、県防災行政無線電話番号

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
国		建築都市部建築都市総務課	092-643-3704 (78-700-7112)
総務省消防庁	平日 09:30~17:45 ※応急対策室 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX) 上記以外 ※宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)	教育庁総務課	092-643-3857 (78-700-7132)
		県警本部警備課 (災害対策係)	092-641-4141 内 5723 (78-700-7202)
		<b>指定地方行政機関</b>	
		九州管区警察局 (広域調整第2課)	092-622-5000
福 岡 県		福岡財務支局 (総務課)	092-411-7281
総務部行政経営企画課	092-643-3027 (78-700-7012)	九州厚生局 (総務課)	092-707-1115
総務部防災危機管理局 (防災企画課)	092-643-3112 (78-700-7022)	九州農政局 (生産振興課)	096-353-3561
企画・地域振興部総合政策課	092-641-6657 (78-700-7032)	九州農政局福岡地域センター (農政推進室)	092-211-9362
保健医療介護部 保健医療介護総務部	092-622-6394 (78-700-7042)	九州森林管理局 (企画調整室)	096-328-3511
環境部環境政策課	092-643-3354 (78-700-7052)	福岡森林管理署	092-843-2100
福祉労働部福祉総務課	092-643-3244 (78-700-7082)	九州経済産業局 (総務課)	092-482-5405
商工部商工政策課	092-622-1404 (78-700-7062)	九州産業保安監督部 (管理課)	092-482-5927
農林水産部農林水産政策課	092-641-4665 (78-700-7072)	九州運輸局 (総務部安全防災危機管理調整官)	092-472-2312
新社会推進部社会活動推進課	092-643-3379 (78-700-7092)	九州運輸局福岡運輸支局 (総務企画関係)	093-673-1190
県土整備部県土整備総務課	092-641-4457 (78-700-7102)	九州運輸局福岡運輸支局 (輸送関係)	092-673-1191
県土整備部河川課	092-643-3667 (78-700-7103)	九州地方整備局 (企画部防災課)	092-471-6331 (災害時) 092-414-7301

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号	
大阪航空局福岡空港事務所 (空港保安防災課)	092-621-2221 内 2111	<b>指定公共機関</b>		
福岡管区気象台 (予報課)	092-725-3604 (78-981-70)	九州旅客鉄道株式会社 (広報課)	092-474-2541	
九州総合通信局 (陸上課)	096-326-7857	西日本電信電話株式会社福岡支店 (設備部災害対策室)	092-476-6160	
福岡労務局 (総務課)	092-411-4861	NTT コミュニケーションズ 株式会社 (ネットワーク事業部災害対策室)	03-5202-9909	
<b>自 衛 隊</b>		NTT ドコモ株式会社 (九州支社)	092-717-5511	
陸上自衛隊第4師団司令部 (第3部防衛班)	092-591-1020 内 5290 (78-983-70)	日本銀行福岡支店 (文書課)	092-725-5511	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部 (防衛部運用課)	092-581-4031 (78-984-71)	日本赤十字社福岡県支部 (事業課)	092-523-1171 (78-980-70)	
第5施設団 (第3科)	0942-72-3161 内 232	日本放送協会福岡放送局 (放送部)	092-724-2800 (78-982-70)	
第5施設団第9施設群 (第3科)	0942-72-3161 内 432	西日本高速道路株式会社九州支社 防災室(休日及び時間外)	092-717-1730 092-717-1600	
<b>警 察 署</b>		郵便事業株式会社福岡支店	092-713-2421	
朝倉警察署	0946-22-0110	郵便局株式会社 福岡中央郵便局	092-713-2411	
夜須交番	0946-42-2110	日本通運株式会社福岡支店 (総務課)	092-291-7112	
三輪交番	0946-24-2302	九州電力株式会社 (総務部管理グループ)	092-761-3031	
<b>消 防 署</b>		<b>指定地方公共機関</b>		
甘木・朝倉消防本部 (指令室)	0946-22-0119 (78-659-70)	西日本鉄道株式会社 (庶務課)	092-734-1552	
甘木・朝倉消防署西部分署	0946-42-4711	西部瓦斯株式会社 (総務広報部庶務グループ)	092-633-2239	
		株式会社西日本新聞社 (総務部)	092-711-5171	

機関名	電話番号	機関名	電話番号
株式会社朝日新聞西部本社	093-563-1131	福岡県歯科医師会	092-771-3531
株式会社毎日新聞西部本社	093-541-3131	福岡県トラック協会	092-451-7878
株式会社読売新聞西部本社	092-715-4311	福岡県LPGガス協会	092-476-3838
社会法人共同通信社福岡支社	092-781-4241	その他の機関	
熊本日日新聞社福岡支店	092-771-7374	福岡県市長会 (事務局)	0940-36-0890
日刊工業新聞社西部支社	092-271-5711	福岡県町村会 (事務局)	092-651-1121
時事通信社福岡支社	092-741-2536	福岡県消防長会 (事務局)	092-751-6511
株式会社テレビ西日本	092-852-5555	福岡県消防協会 (事務局)	092-271-1275
九州朝日放送株式会社	092-721-1234		
株式会社福岡放送	092-532-1420		
RKB毎日放送株式会社	092-852-6666		
株式会社T V Q九州放送	092-262-0019		
株式会社エフエム福岡	092-533-0807		
株式会社CROSS FM	093-551-0770		
ラブエフエム 国際放送株式会社	092-715-7610		
福岡県水難救済会	092-631-1416		
福岡県医師会	092-431-4564		

## 8 水防、消防及び給水資機材一覧

### 8-1 町保有水防資機材一覧

令和3年10月現在

品名	数量	品名	数量
トラック	0	ザル(しようけ)	7
小型又はジープ	1	ノコギリ	12
一輪車	6	トビロ	2
リヤカー	2	ペンチ	7
船	0	照明灯	10
無線機	89	麻袋	—
カケヤ	6	土のう袋	2,400
スコップ	47	杭丸太	50
ハンマ	13	竹	6
タコ	1	鉄線	6
ツルハシ	2	ビニールシート	46
カキ板	2	ロープ(巻)	10
クワ	1	縄(ビニールひも)	12
カマ	25	土のう(土入り)	800

### 8-2 消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況調

令和3年4月1日現在

区分 団体区分	化学消防 自動車数 (台)	液体 (kL)	化学消火剤種別	
			水性膜泡 (3%型 kL)	合成界面活性剤 (kL)
甘木朝倉消防署	1	0.82	0.82	0

※ 全消防自動車積載分含む

### 8-3 主な給水車保有機関名及び数量調

令和3年4月1日現在

機関名		種別	能力	数量
陸上自衛隊	福岡駐屯地	1t水タンクトレラー	1t	19
		水タンク車	5t	6
	小郡駐屯地	1t水タンクトレラー	1t	9
	久留米駐屯地	1t水タンクトレラー	1t	27
福岡県南広域水道企業団		加圧式給水車	1.6t	1

#### 8-4 給水用機械保有調（陸上自衛隊）

平成21年12月現在

種別	能力	保有数	所在地
浄水セット逆浸透型	3.5 t/h	4両	春日市大和町5丁目12 陸上自衛隊 第4後方支援連隊補給隊 (福岡駐屯地)

#### 8-5 筑前町給水タンク保有状況

平成27年1月現在

容 量	保有数	担当課
2 t	1	環境防災課
1 t	2	環境防災課 上下水道課

### 9 災害用臨時ヘリポート一覧表

平成30年1月現在

	臨時離着陸場名	所在地	施設管理者	備考(広さ) 幅mx長さm
1	三輪小学校グラウンド	新町400	筑前町教育委員会	80×50
2	三輪中学校グラウンド	久光1600	筑前町教育委員会	80×100
3	町営三輪グラウンド	高上597-1	筑前町教育委員会	80×90
4	第二野の花学園グラウンド	三箇山1147-2	第二野の花学園	50×60
5	三並小学校グラウンド	三並1354-1	筑前町教育委員会	80×50
6	中牟田小学校グラウンド	中牟田145-1	筑前町教育委員会	130×63
7	東小田小学校グラウンド	東小田436-1	筑前町教育委員会	80×80
8	夜須中学校グラウンド	東小田3539-1	筑前町教育委員会	100×80
9	筑前町多目的運動公園	下高場2717	筑前町	70×120

## 10 救急医療体制

### 10-1 災害拠点病院

区分	二次医療 圏名	医療機関名	DNAT 指定	病床数	所在地	電話番号	ヘリポートの状況	
							敷地内外	区分
地域災害医療センター	久留米 甘木・朝倉	久留米大学病院	○	1,295	久留米市旭町 67	0942-35-3311	屋上	非公用用
地域災害医療センター	甘木・朝倉	朝倉医師会病院	○	300	朝倉市来春 422-1	0946-23-0077	敷地内	緊急時

### 10-2 福岡県内の血液センター一覧表

名称	所在地	電話番号
福岡赤十字血液センター	筑紫野市大字古賀 1-2-1	092-921-1400
福岡県北九州市赤十字血液センター	北九州市八幡西区相生町 15-1	093-631-1211
日本赤十字社九州血液センター	久留米市宮の陣 3 丁目 4-12	0942-31-8900

### 10-3 二種感染症指定医療機関一覧表

医療機関名	所在地	感染症 病床数	電話番号
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市中央区唐人町 2-5-1	1 6	092-713-3111
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	1 6	093-541-1831
独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-6-1	2	09-852-0700
田川市立病院	田川市大字糸 1700-2	8	0947-44-2100
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠 3-1-1	2	092-521-1211
聖マリア病院	久留米市津福本町 422	6	0942-35-3322
筑後市立病院	筑後市大和和泉 917-1	2	0942-53-7511
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院 1-1-1	2	092-921-1011

## 1 1 町内の医療機関

### 1 1-1 病院

	医療機関名	所在地	電話番号
1	(医)社団うら梅の郷会 朝倉記念病院	大久保500	22-1011
2	(医)日新会 稲永病院	久光1264	22-0288
3	(医)弘医会 太刀洗病院	山隈842-1	22-2561

### 1 1-2 診療所

	医療機関名	所在地	電話番号
1	くさば内科クリニック	野町1775-6	21-3703
2	(医)しのくま整形外科クリニック	篠隈141-1	42-6021
3	たぐち内科クリニック	篠隈239	42-2043
4	(医)中村クリニック	東小田1531	42-1801
5	火野坂医院	東小田1143-2	42-2016
6	(医)ひろき眼科	依井490-1	21-6077
7	(医)藤井整形外科内科医院	二136-1	092-926-1417
8	宮田クリニック	山隈1608	22-3331
9	(医)ちふみ会 やまもと消化器内科	依井489	22-1711
10	筑前町中央ふくまこどもクリニック	篠隈141-5	42-8055
11	ながた内科・循環器クリニック	篠隈139-1	42-8600
12	(医)いけだ内科クリニック	野町1620-5	21-8105

### 1 1-3 歯科診療所

	医療機関名	所在地	電話番号
1	(医)社団桜香アップル歯科クリニック	二95-2	092-927-0218
2	池本歯科医院	依井434-1	23-0173
3	井上歯科診療所	東小田78-4	42-4832
4	熊谷歯科医院	新町175-9	24-4000
5	相良歯科医院	久光912-3	24-3523
6	田邊歯科医院	二166-4	092-926-1182
7	中村歯科医院	篠隈355	42-4676
8	(医)研心会 ハートスマイル歯科	東小田448-2	42-5211
9	松原歯科	篠隈191-2	42-5532
10	山口歯科医院	山隈1454-1	23-1300

## 12 文化財

### 町内の文化財一覧

種 別	指 定	名 称	所在地
史 跡	国指定	焼ノ峠古墳	四三嶋
	国指定	仙道古墳	久光
	町指定	観音塚古墳	砥上
		大木遺跡	篠隈
		七板遺跡	東小田
		宮ノ上遺跡	朝日
		鷺尾塚古墳	吹田
		大塚古墳	大塚
		熊野神社古墳	当所
		峯遺跡	東小田
天然記念物	町指定	上高場の大藤	上高場字中園
	町指定	松峠八幡宮の大樟	栗田字宮ノ前
	町指定	砥上神社のイチイガシ	砥上
民族文化財	町指定(有形)	追分石	石櫃
		五玉神社	三箇山
		タッチョ塚	畠嶋
建築物	国指定	多田家住宅	森山
	町指定	大己貴神社（附拝殿）	弥永字大神屋敷
古文書	町指定	旧三輪町内に所在する近世古絵図	依井 ほか
歴史資料		国境石	原地蔵
		郡境石	二

### 1 3 火葬場

名 称	所 在 地	電 話 番 号
筑慈苑	筑紫野市山家 3745-1	092-926-1892
朝倉市営火葬場（梅香苑）	朝倉市堤 4-6	0946-22-9748

### 1 4 ごみ焼却施設、し尿処理施設

#### 1 4-1 ごみ焼却施設

設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	形式	能力 (t／日)
甘木・朝倉・三井 環境施設組合	朝倉市・筑前町・東峰村・ 久留米市・大刀洗町	サン・ポート	平成14年12月	全連	60×2炉

#### 1 4-2 し尿処理施設

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	形式	能力 (kℓ／日)
久留米	両筑衛生施設組合	筑紫野市・太宰 府市・筑前町・ 大刀洗町・久留 米市・小郡市	両筑苑	昭和57年10月	標脱	300

## 15 災害時応援等協定一覧

	協定名	協定先	締結年月日
1	消防相互応援協定	筑紫野市、小郡市	平成17年 3月22日
2	消防相互応援協定	大刀洗町	平成17年 3月22日
3	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内市町村	平成17年 4月26日
4	消防相互応援協定	朝倉市、東峰村	平成18年 3月20日
5	滋賀県野洲市・高知県香南市・福岡県筑前町 防災応援協定	滋賀県野洲市、高知県香南市	平成20年 4月 1日
6	避難所施設利用に関する協定	独立法人国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家	平成21年 9月 1日
7	筑前町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成24年 3月 1日
8	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成24年 3月 1日
9	筑前町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	筑前町社会福祉協議会	平成25年 5月30日
10	災害時における燃料供給に関する協定	花田石油	平成26年 4月 1日
11	災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定	社会福祉法人 障害者支援施設「菊池園」	平成26年 1月14日
12	災害等における医療救護活動に関する協定	一般社団法人 朝倉医師会	平成26年 2月 1日
13	災害時における地図製品等の供給に関する協定書	株式会社 ゼンリン	平成26年12月24日
14	指定緊急避難場所施設利用に関する協定	福岡県立夜須高原記念の森 指定管理者九州林産株式会社	平成26年 3月20日
15	災害時における筑前町と筑前町内郵便局の協力に関する協定	筑前町内郵便局	平成27年 6月10日
16	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成28年 8月15日
17	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定	西日本電信電話株式会社 福岡支店	平成28年 8月15日
18	支援物資集積拠点としての施設利用に関する協定	筑前あさくら農業協同組合	平成29年 4月 1日
19	災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定	社会福祉法人「朝老園」	平成29年 5月 1日
20	災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定	社会福祉法人朝倉社会事業協会 「朝倉苑」	平成29年 5月 1日

	協定名	協定先	締結年月日
21	災害時の活動拠点としての施設利用に関する協定	株式会社ノリタケカンパニーリミテド	平成29年12月 1日
22	災害時における燃料供給に関する協定	筑前あさくら農業協同組合	平成29年12月11日
23	災害時等における応急対業務等に関する協定	筑前町土木組合	平成30年 5月 1日
24	筑前町災害復旧に関する協定	九州電力送配電株式会社 甘木配電事業所	令和 元年 6月 6日
25	防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	令和 元年 8月 1日
26	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社グッディ	令和 元年10月 1日
27	災害時における支援物資の受入及び配達等に関する協定	ヤマト運輸株式会社久留米主管支店	令和 2年 3月23日
28	災害時における宿泊施設等の情報提供に関する協定	ホテルAZ福岡夜須店 株式会社アメイズ	令和 2年 6月30日
29	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2年11月 4日
30	災害時における宿泊施設等の情報提供に関する協定	花立山温泉 地域中央開発株式会社	令和 2年11月 5日
31	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和 3年 2月 8日
32	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	三協フロンティア株式会社	令和 3年 4月 1日
33	災害時における支援物資の受入及び配達等に関する協定	佐川急便株式会社	令和 4年 2月21日
34	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社 ナガワ	令和 4年11月 1日



## 16 災害危険箇所

令和2年4月福岡県地域防災計画 災害危険箇所編による。

### 16-1 災害危険河川区域

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位 置	
					場所	キロ杭位置
一	筑後川	宝満川 草場川	左	130	東小田	樟橋下流 350m
			左	30	四三嶋	四三島橋下流 180m
			右	60	四三嶋	四三島橋上流 30m
			右	75	四三嶋	池田橋上流 100m
			左	60	四三嶋	新橋下流 400m
			左	60	下高場	田屋橋上流 10m
			右	100	下高場	城山橋下流 300m
			右	60	下高場	小隈橋上流 120m
			左 右	200	上高場	田中井堰上流 100m
			左	60	上高場	大坪井堰下流 50m
			右	50	下高場	黒ヶ渕橋下流 100m
			右	50	上高場	大坪井堰上流 100m
			左	60	上高場	上高場橋上流 200m
			左	30	依井	柿添歩道橋直下流
			右	30	依井	塚本井堰直上流
			左	10	弥永	高橋上流 30m
			右	50	弥永	奈良崎橋上流 100m
	牟田川		左	50	東小田	平原橋上流 250m
			左 右	60	東小田	平原橋上流 300m～1k 590 付近
			右	80	東小田	1k 700 付近～福島橋下流 400m
			右	40	東小田	2k 450 付近
	曾根田川		左 右	320	福島～篠隈	東小田上橋上流 30m～ 東小田上橋上流 270m
			右	60	篠隈	豊穣橋下流 50m
			右	60	篠隈	篠隈橋下流 20m
			右	90	曾根田	孫江橋上流 50m
			左	30	曾根田	新橋下流 230m
			右	100	曾根田	涼戸橋下流 5m～涼戸橋上流 20m
			右	15	曾根田	湯の谷川合流下流 20m

級別	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位 置	
					場所	キロ杭位置
一	筑後川	三並川	左	80	三並	森本井堰直下流～高田林橋下流 100m
			右	30	三並	陣の内橋下流 150m
			右	100	三並	陣の内橋上流 150m～230m
			左右	100	三並	宮前橋下流 150m～100m
			右	30	三並	法福寺下流 50m
			右	40	三並	法福寺下流 30m
			右	40	三並	大井手橋下流 300m
			左	30	畠嶋	大出橋上流 150m
		天神川	右	40	東小田	樟前橋下流 60m
			左	50	東小田	樟前橋上流 30m
			左右	360	東小田～中牟田	樟前橋下流 60m～1k000 付近
			左	70	松延	1k850 付近
			左	40	松延	松延橋上流 50m
			左	30	松延	2k140 付近
			右	40	朝日	朝日西橋下流 100m
			左	60	高原	下原井堰下流 5m
		山家川	右	40	朝日	薬師前井堰上流 70m
			左	60	朝日	間片橋下流 300m
			左	60	朝日	石井手井堰上流 10m
			右	40	朝日	間片橋下流 80m
			陣屋川	右	30	高田
						野間田井堰上流 190m



## 16-2 道路危険箇所

道路種別	路線名	字	施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
白川桑曲	白川桑曲	櫛木	G438A004	防災カルテ	落石崩壊	
		櫛木	G438A006	防災カルテ	落石崩壊	
		櫛木	G438A010	防災カルテ	落石崩壊	
		櫛木	G438A060	防災カルテ	落石崩壊	
		櫛木	G438A070	防災カルテ	落石崩壊	
		櫛木	G438A080	防災カルテ	落石崩壊	
		櫛木	G438A110	防災カルテ	落石崩壊	
		櫛木	G438A180	防災カルテ	落石崩壊	
		櫛木	G438A190	防災カルテ	落石崩壊	
山家西小田	山家西小田	曾根田	G595A010	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付工
		曾根田	G595A020	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付工
		曾根田	G595A022	防災カルテ	落石崩壊	
		曾根田	G595A025	防災カルテ	落石崩壊	
		曾根田	G595A027	防災カルテ	落石崩壊	
		曾根田	G595A030	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付工
		曾根田	G595A040	防災カルテ	落石崩壊	
		曾根田	G595A060	防災カルテ	落石崩壊	
一県	三箇山山隈	三箇山	G597A005	防災カルテ	落石崩壊	
		三箇山	G597A010	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付工
		三箇山	G597A020	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付工
		三箇山	G597A040	防災カルテ	落石崩壊	ブロック積 種子散布工
		三箇山	G597A041	防災カルテ	落石崩壊	
		三箇山	G597A043	防災カルテ	落石崩壊	
		三箇山	G597A045	防災カルテ	落石崩壊	
		三箇山	G597A046	防災カルテ	落石崩壊	
		三並	G597A050	防災カルテ	落石崩壊	種子散布工
		三並	G597A056	防災カルテ	落石崩壊	
		三並	G597A058	防災カルテ	落石崩壊	
		三並	G597A060	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付工
		三並	G597A068	防災カルテ	落石崩壊	
		三並	G597A070	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付工
		三並	G597A072	防災カルテ	落石崩壊	
		三並	G597A076	防災カルテ	落石崩壊	
		三並	G597A080	防災カルテ	落石崩壊	ブロック積 厚層基材吹付工

道路種別	路線名	字	施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
一県	三箇山山隈	三並	G597A090	防災カルテ	落石崩壊	
		三並	G597F010	防災カルテ	盛土	
		三並	G597F020	防災カルテ	盛土	
		三並	G597F030	防災カルテ	盛土	
主地	筑紫野三輪	畠嶋	G077A010	防災カルテ	落石崩壊	
		森山	G077A030	防災カルテ	落石崩壊	
		森山	G077A040	防災カルテ	落石崩壊	
		森山	G077A050	防災カルテ	落石崩壊	
		栗田	G077A070	防災カルテ	落石崩壊	
		栗田	G077A080	防災カルテ	落石崩壊	
		栗田	G077A090	防災カルテ	落石崩壊	
		栗田	G077A100	防災カルテ	落石崩壊	
		栗田	G077A110	防災カルテ	落石崩壊	
		栗田	G077A120	防災カルテ	落石崩壊	
		弥永	G077A130	要対策	落石崩壊	アンカー工 法枠工
		弥永	G077A140	要対策	落石崩壊	アンカー工

### 16-3 山地災害危険箇所

#### 16-3-1 山腹崩壊危険地区 (国有林)

位置	保全対象				備考
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	
曾根田	24	—	—	—	県道

#### 16-3-2 崩壊土砂流出危険地区 (国有林)

位置	保全対象				備考
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	
曾根田	90	—	—	—	県道
三並	28	—	—	—	県道

#### 16-3-3 山腹崩壊危険地区 (民有林)

位置	保全対象				備考
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	
砥上	2	—	—	—	町道
砥上	3	—	—	—	町道
三牟田	19	—	—	—	町道
曾根田	18	—	—	—	県道
曾根田	3	—	—	—	県道
曾根田		—	—	—	県道
曾根田	5	—	—	—	町道
曾根田	—	—	—	—	県道
曾根田	—	—	—	—	町道
曾根田	—	—	—	—	町道
曾根田	—	—	—	—	町道



位置	保全対象				備考
	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	
三並	—	—	—	町道	
三並	—	—	—	町道	
三箇山	1 1	—	—	県道	
三箇山	3	—	—	県道	
櫛木	7	—	—	県道	
畠嶋	3	—	—	町道	
畠嶋	—	—	—	町道	
三箇山	—	—	—	町道	
三箇山	—	—	—	町道	
三箇山	—	—	—	町道	
三箇山	3	—	—	町道	
三箇山	2	—	—	町道	
森山	1	—	—	県道	
森山	5	—	—	県道	
栗田	1	—	—	県道	
栗田	1	—	—	町道	
久光	3 1	—	—	町道	
弥永	1 5	—	—	町道	

16-3-4 崩壊土砂流出危険地区（民有林）

位置	保全対象				備考
	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	
曾根田	—	—	—	町道	
三並	1 6	—	—	町道	
三箇山	—	—	—	町道	
三箇山	—	—	—	町道	
三箇山	—	—	—	町道	
三箇山	—	—	—	町道	
三箇山	1	—	—	町道	
三並	1	—	—	県道	
三並	—	—	—	町道	
三並	1	—	—	町道	
三箇山	1	—	—	町道	
畠嶋	1	—	—	町道	
畠嶋	1	—	—	町道	
畠嶋	2	—	—	県道	
畠嶋	6	—	—	町道	
畠嶋	1 3	—	—	町道	
畠嶋	2	—	—	県道	
栗田	—	—	—	町道	
栗田	—	—	—	町道	

位 置	保 全 対 象				備 考
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	
栗田	—	—	—	—	町道
栗田	1 5	—	—	—	県道
栗田	3 3	—	—	—	県道
栗田	1	—	—	—	県道
弥永	1	—	—	—	国道
弥永	1	—	—	—	町道

#### 16-4 土砂災害危険箇所

##### 16-4-1 砂防指定地 指定箇所

渓流名	大字	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	指定方法
三並川	三並	S16. 8. 5	483	1.22	線
三並川	三並	S28. 2. 12	139	0.24	線
三並川	三並	S32. 10. 7	1253	0.8	線・標柱
渓 川	下高場	S37. 10. 18	2665	5.63	線
曾根田川	三並	S37. 12. 26	3214	1.75	線・標柱
三並川	三並	S39. 3. 4	379	6.10	線
坂根川	曾根田	S41. 8. 18	2817	25.80	線
砥上川	曾根田	S42. 3. 31	1179	1.10	線
砥上川	曾根田	S42. 3. 31	1180	1.60	線
水京川	三箇山	S42. 12. 28	4607	2.41	線
曾根田川右支川	曾根田	S47. 6. 9	1088	1.08	線
白石谷川	曾根田	S47. 11. 21	1956	1.76	線
助荘川	曾根田	S49. 4. 21	616	0.60	線
助荘川	曾根田	S51. 2. 19	159	0.33	線
黒岩川	三箇山	S55. 8. 19	1430	2.60	線・標柱
三並川	三箇山	S57. 5. 17	1170	1.88	標柱
曾根田川右支川	曾根田	S59. 3. 29	750	0.28	標柱
白石谷川	曾根田	S60. 1. 21	85	0.51	標柱
三並川	三箇山	S60. 1. 21	85	0.13	標柱
坂根川	曾根田	S61. 3. 25	762	0.55	標柱
湯の谷川	曾根田	S62. 1. 12	38	1.71	標柱
三並川	三箇山	S62. 10. 9	1721	0.30	標柱
湯の谷川	曾根田	H 1. 1. 21	78	0.33	標柱
三並川	三箇山	H 2. 3. 9	482	0.81	標柱
三並川	三箇山	H 5. 3. 16	766	1.82	標柱
坂根川	曾根田	H 7. 2. 22	279	0.01	標柱
三並川	三箇山	H16. 3. 17	303	0.3452	標柱
勝山川	三並	H16. 8. 12	942	1.5684	標柱
谷 川	上高場	S41. 8. 18	2817	10.40	線
梅川及び右支川	栗田	S42. 3. 31	1179	0.90	線
梅川	栗田	S44. 3. 31	821	2.50	線

渓流名	大字	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	指定方法
御化粧川	栗田	S48. 3. 9	426	4.39	線
梅川	栗田	S53. 1. 23	52	0.45	線
梅川左支川	栗田	H 4. 3. 17	678	1.57	標柱
内村谷川	弥永	H16. 8. 12	942	0.9373	標柱
上曾谷川	曾根田	H23. 3. 7	247	1.0529	面、標柱、線
坂根下谷川・助荘川	曾根田	H24. 4. 11	438	1.2892	標柱
前田谷川	三牟田	H24. 12. 17	1416	0.5616	標柱
浦谷谷川	砥上	H24. 12. 17	1416	1.5331	標柱
小計	39			88.8477	

#### 16-4-2 土石流危険渓流 I

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域概要			保全対象	
					渓流長	流域面積	平均河床勾配	保全対象戸数	公共施設等
443-I-001	筑後川	草場川	内村谷	内村	0.26	0.44	18	20	—
443-I-002	筑後川	草場川	久光谷	久光	0.28	0.04	9	8	—
443-I-003	筑後川	草場川	栗田谷	栗田	0.20	0.04	7	5	—
443-I-004	筑後川	草場川	堂ノ浦谷	谷	0.46	0.05	18	7	—
444-I-001	遠賀川	穂波川	三箇山上谷	三箇山	0.15	0.02	5	6	—
444-I-002	遠賀川	穂波川	大藪谷	三箇山	0.14	0.02	9	0	災害弱者関連施設
444-I-003	遠賀川	穂波川	熊ヶ推谷	三箇山	0.10	0.01	17	0	災害弱者関連施設
444-I-004	遠賀川	穂波川	櫛木下谷	櫛木	0.81	0.21	7	4	保健福祉施設
444-I-005	遠賀川	穂波川	櫛木中谷	櫛木	0.40	0.03	12	5	—
444-I-006	筑後川	三並川	鈴野川	黒岩	1.87	1.22	5	1	公民館
444-I-007	筑後川	三並川	勝山川	勝山	1.69	0.54	5	16	公民館
444-I-008	筑後川	三並川	勝山川右支川	勝山	0.81	0.25	9	19	公民館
444-I-009	筑後川	三並川	勝山谷1	勝山	0.46	0.08	7	20	公民館
444-I-010	筑後川	曾根田川	曾根田谷2	曾根田	0.53	0.07	24	6	電力施設
444-I-011	筑後川	曾根田川	坂根川左支川	上坂根	1.35	1.60	10	0	電力施設
444-I-012	筑後川	曾根田川	坂根川	上坂根	0.13	0.01	5	0	電力施設
444-I-013	筑後川	曾根田川	上坂根上谷	上坂根	0.15	0.02	19	0	電力施設
444-I-014	筑後川	曾根田川	上坂根下谷	上坂根	0.85	0.34	13	5	—
444-I-015	筑後川	曾根田川	湯の谷川	坂根	0.68	0.11	12	8	公民館
444-I-016	筑後川	曾根田川	坂根下谷	坂根	0.74	0.10	17	7	—
444-I-017	筑後川	曾根田川	助荘川	坂根	0.16	0.02	18	7	—

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域概要			保全対象	
					渓流長	流域面積	平均河床勾配	保全対象戸数 戸	公共施設等
					km	km <sup>2</sup>	度		
444-I-018	筑後川	曾根田川	曾根田谷3	曾根田	0.22	0.04	19	6	—
444-I-019	筑後川	曾根田川	上曾谷	曾根田	0.31	0.03	17	8	公民館
444-I-020	筑後川	曾根田川	田代谷	三牟田	0.20	0.02	14	7	—
444-I-021	筑後川	曾根田川	前田谷	三牟田	0.11	0.01	22	7	集会所
444-I-022	筑後川	曾根田川	浦谷谷	三牟田	0.31	0.07	16	6	—

16-4-2-2 土石流危険渓流Ⅱ

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域概要			保全対象	
					渓流長	流域面積	平均河床勾配	保全対象戸数 戸	公共施設等
					km	km <sup>2</sup>	度		
444-II-001	筑後川	草場川	梅川左支川	谷	0.59	0.10	10	1	—
444-II-002	筑後川	草場川	梅川	谷	1.68	0.70	8	1	—
444-II-003	筑後川	草場川	松林谷	松林	0.16	0.01	11	1	—
444-II-001	遠賀川	穂波川	三箇山下谷	三箇山	0.37	0.08	6	1	—
444-II-002	遠賀川	穂波川	向山谷	三箇山	0.08	0.02	14	1	—
444-II-003	遠賀川	穂波川	吉ノ本谷	三箇山	0.39	0.05	10	1	—
444-II-004	遠賀川	穂波川	櫛木上谷	櫛木	0.22	0.03	12	4	—
444-II-005	筑後川	草場川	松ヶ坂谷1	松ヶ坂	0.49	0.04	10	2	—
444-II-006	筑後川	草場川	松ヶ坂谷2	松ヶ坂	0.19	0.02	12	2	—
444-II-007	筑後川	草場川	畠嶋谷	松ヶ坂	0.64	0.16	19	1	—
444-II-008	筑後川	三並川	桜林谷	桜林	0.13	0.03	14	2	—
444-II-009	筑後川	三並川	黒岩上谷	黒岩	0.82	0.14	11	1	—
444-II-010	筑後川	三並川	黒岩下谷	黒岩	0.28	0.05	10	3	—
444-II-011	筑後川	三並川	小浦谷	小浦	0.29	0.05	7	1	—
444-II-012	筑後川	三並川	勝山谷2	勝山	0.14	0.01	13	2	—
444-II-013	筑後川	曾根田川	坂根上谷	坂根	0.78	0.10	11	3	—
444-II-014	筑後川	曾根田川	曾根田谷1	曾根田	0.22	0.04	20	2	—
444-II-015	筑後川	曾根田川	大村谷	三牟田	1.14	0.19	13	3	—



16-4-3 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

区域名	区域名ヨミ	所 在 地	指定面積	指定年月日	告示番号
峯町	ミネマチ	筑前町久光峯町	0.3811	S52. 1. 25	92
清水A	シミズ	筑前町三箇山字清水、字向へ山	0.1316	S58. 8. 27	1427
清水B	シミズ	筑前町三箇山字清水、字丸尾	0.1351	S58. 8. 27	1427
森	モリ	筑前町櫛木字森の上	0.4328	H15. 8. 1	1384

16-4-4 急傾斜地崩壊危険箇所 自然斜面 I

箇所番号	箇所名	大字	番地等	地形			人 家 戸 数	公共建築物	県道	町道
				長 さ	傾 斜 度	高 さ				
				(m)	(度)	(m)				
443-I-001N	小路	森山	小路	150	35	40	7	—	—	150
443-I-002N	峯町	久光	峯町	150	60	10	6	—	150	—
443-I-003N	浦山	山隈	浦山	147	30	18	35	老人福祉施設	—	40
444-I-001N	清水(B)	三箇山	清水	80	45	20	10	—	—	—
444-I-003N	清水(A)	三箇山	清水	340	50	30	2	—	250	60
444-I-004N	森	櫛木	森	60	60	20	5	—	—	—
444-I-005N	赤坂(a)	赤坂	—	30	55	12	7	—	—	—
444-I-006N	浦山(1)	三牟田	浦山	100	40	30	10	公民館	—	100
444-I-007N	浦山(2)	三牟田	浦山	80	60	15	5	—	—	—
444-I-008N	山口	曾根田	山口	80	40	25	5	—	80	—
444-I-009N	勝山(b)	三並	勝山	120	40	30	—	公民館	—	—
444-I-010N	黒岩(a)	三箇山	黒岩	20	45	20	—	公民館	25	—
444-I-011N	立(2)	曾根田	立	150	60	10	4	公民館	—	—

## 16-4-5 急傾斜地崩壊危険箇所 自然斜面II

箇所番号	箇所名	大字	番地等	地形			人家戸数	県道	町道	河川
				長さ	傾斜度	高さ				
				(m)	(度)	(m)				
443-II-001N	袖の木	森山	袖の木	60	50	15	2	18	—	—
443-II-002N	森山	森山	—	30	35	20	1	—	30	—
443-II-003N	谷	栗田	谷	90	35	10	3	—	—	—
443-II-004N	久光	久光	—	30	40	10	2	—	30	—
443-II-005N	長福地	栗田	長福地	60	50	18	3	30	—	—
443-II-006N	宮ノ前	栗田	宮ノ前	60	45	17	2	—	—	—
443-II-007N	黒ヶ渕	上高場	黒ヶ渕	40	45	18	1	—	—	—
443-II-008N	山隈3	山隈	—	30	35	40	1	—	—	—
443-II-009N	山隈2	山隈	—	30	35	20	1	—	30	—
443-II-010N	山隈1	山隈	—	50	30	30	2	—	—	—
444-II-001N	三箇山	三箇山	—	30	40	20	1	—	30	—
444-II-003N	三箇山(a)	三箇山	—	30	60	20	1	20	—	—
444-II-005N	坂根(b)	曾根田	坂根	50	40	30	4	—	50	—
444-II-006N	坂根(a)	曾根田	坂根	50	40	30	3	—	—	50
444-II-007N	土穴(c)	赤坂	土穴	45	65	9	2	—	—	—
444-II-008N	土穴(b)	赤坂	土穴	50	50	10	2	—	—	—
444-II-009N	大牟田	吹田	大牟田	20	40	8	1	—	—	—
444-II-010N	土穴(d)	赤坂	土穴	25	65	10	1	—	—	—
444-II-011N	土穴(a)	赤坂	土穴	60	45	12	3	—	—	—
444-II-012N	藤坂	砥上	藤坂	105	65	8	3	—	40	—
444-II-013N	峯	砥上	峯	15	45	6	1	—	—	—
444-II-014N	浦谷	砥上	浦谷	20	60	5	1	—	—	—
444-II-016N	岩国	曾根田	岩国	55	45	20	2	—	—	—
444-II-017N	立(1)	曾根田	立	100	40	30	3	—	—	—
444-II-018N	勝山(a)	三並	勝山	25	60	15	1	—	—	—
444-II-019N	松ノ下	三並	松ノ下	20	52	25	1	—	25	—
444-II-020N	黒岩(c)	三箇山	黒岩	30	50	15	1	—	20	—
444-II-021N	黒岩(b)	三箇山	黒岩	90	35	15	1	—	70	—
444-II-022N	スヌノ	三箇山	スヌノ	75	65	25	2	—	90	—
444-II-023N	柳口	畠嶋	柳口	35	35	7	1	—	—	—
444-II-024N	妙見	三並	妙見	65	45	30	3	55	—	—
444-II-025N	松ヶ坂	畠嶋	松ヶ坂	60	40	20	2	—	30	—
444-II-026N	法福寺	三並	法福寺	40	45	20	1	10	—	—
444-II-027N	桜林	畠嶋	桜林	25	50	15	1	—	—	—
444-II-028N	三並	三並	—	30	50	10	1	—	—	30

16-4-6 急傾斜地崩壊危険箇所 人工斜面Ⅰ、Ⅱ

箇所番号	箇所名	大字	番地等	地形			人家戸数	公共施設	
				長さ	傾斜度	高さ			
				(m)	(度)	(m)		(戸)	種類
444-I-002A	清水(b)	三箇山	清水	25	65	30	1	県道	25
444-II-002A	三箇山(b)	三箇山	—	80	60	15	2	県道	90
444-II-004A	清水(C)	三箇山	清水	25	35	20	1		
444-II-015A	祭田	砥上	祭田	120	40	15	3		

16-5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

16-5-1 土石流

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険場所番号	警戒区域人家	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	特別警戒区域面積(m <sup>2</sup> )
443-D-001	松林谷	森山	443-II-003	○	○		60,638	170
443-D-002	梅川	栗田	443-II-002	○			41,056	—
443-D-003	梅川左支川	栗田	443-II-001	○	○		42,048	1,396
443-D-004	堂ノ浦谷	栗田	443-I-004		○		8,303	57
443-D-005	金寺谷1-3	栗田、弥永及び久光	443-III-003-3		○		40,862	2,189
443-D-006	金寺谷1-2	栗田、弥永及び久光	443-III-003-2		○		41,053	3,917
443-D-007	金寺谷1-1	栗田及び弥永	443-III-003-1		○		20,909	359
443-D-008	金寺谷2	栗田及び弥永	443-III-004		○		11,808	40
443-D-009	溝落谷2-1	弥永	443-III-002-1		○		19,817	363
443-D-010	溝落谷2-2	弥永	443-III-002-2		○		19,255	75
443-D-011	溝落谷1	弥永、栗田及び久光	443-III-001		○		32,269	192
443-D-012	内村谷	弥永及び久光	443-I-001	○			111,718	—
443-D-013	栗田谷	久光及び栗田	443-I-003	○	○		24,506	766
443-D-014	久光谷	久光	443-I-002	○	○		55,893	507
444-D-001	櫛木中谷	櫛木	444-I-005	○	○		32,969	263
444-D-002	櫛木上谷-2	櫛木	444-II-004-2	○	○		38,699	88
444-D-003	櫛木上谷-1	櫛木	444-II-004-1	○	○		38,635	190
444-D-004	吉ノ本谷	櫛木及び三箇山	444-II-003		○		73,917	587
444-D-005	櫛木下谷	櫛木	444-I-004	○	○		18,685	2,813
444-D-006	三箇山下谷-3	三箇山	444-II-001-3	○	○		11,646	68
444-D-007	三箇山下谷-2	三箇山	444-II-001-2	○	○		11,090	79
444-D-008	三箇山下谷-1	三箇山	444-II-001-1	○	○		11,992	376
444-D-009	三箇山上谷	三箇山	444-I-001	○	○		10,473	106
444-D-010	向山谷	三箇山	444-II-002	○			7,290	—
444-D-011	大藪谷	三箇山及び櫛木	444-I-002		○		71,117	42
444-D-012	熊ヶ推谷	三箇山	444-I-003		○		14,537	189
444-D-013	鈴野川-4	三箇山	444-I-006-4	○	○		41,364	1,713

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険場所番号	警戒区域人家	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	特別警戒区域面積(m <sup>2</sup> )
444-D-014	鈴野川－5	三箇山	444-I-006-5	○	○		41,540	626
444-D-015	鈴野川－6	三箇山	444-I-006-6	○	○		39,463	50
444-D-016	鈴野川－7	三箇山	444-I-006-7		○		20,981	4,134
444-D-017	鈴野川－3	三箇山	444-I-006-3	○	○		28,278	466
444-D-018	鈴野川－2	三箇山	444-I-006-2	○	○		12,056	291
444-D-019	鈴野川－1	三箇山	444-I-006-1	○	○		43,373	763
444-D-020	黒岩上谷	三箇山	444-II-009	○	○		12,464	233
444-D-021	黒岩下谷	三箇山	444-II-010	○	○		9,901	511
444-D-022	桜林谷	畠嶋	444-II-008	○	○		10,566	135
444-D-023	畠嶋谷－1	畠嶋	444-II-007-1		○		24,701	1,924
444-D-024	畠嶋谷－2	畠嶋	444-II-007-2		○		29,948	39
444-D-025	松ヶ坂谷2	畠嶋及び森山	444-II-006	○	○		24,746	84
444-D-026	松ヶ坂谷1	畠嶋及び森山	444-II-005	○	○		28,548	3,625
444-D-027	勝山川右支川－1	三並	444-I-008-1	○			129,402	－
444-D-028	勝山川右支川－2	三並	444-I-008-2	○			130,058	－
444-D-029	勝山川－1	三並	444-I-007	○	○		7,163	323
444-D-030	小浦谷	三並	444-II-011	○	○		22,192	220
444-D-031	法福寺谷	三並	444-III-001		○		29,543	35
444-D-032	勝山谷2	三並	444-II-012	○	○		19,237	39
444-D-033	勝山谷1	三並	444-I-009	○	○	○	20,066	1,299
444-D-034	坂根川左支川	曾根田	444-I-011				47,477	－
444-D-035	曾根田谷2	曾根田	444-I-010		○		67,531	2,997
444-D-036	坂根川	曾根田	444-I-012		○		9,957	3,403
444-D-037	上坂根上谷	曾根田	444-I-013		○		34,332	77
444-D-038	坂根上谷	曾根田	444-II-013	○	○	○	88,297	15,860
444-D-039	上坂根下谷	曾根田	444-I-014	○	○		74,097	144
444-D-040	湯の谷川	曾根田	444-I-015	○	○	○	77,016	4,318
444-D-041	坂根下谷	曾根田	444-I-016	○			77,758	－
444-D-042	曾根田谷1	曾根田	444-II-014	○	○		17,234	180
444-D-043	助莊川	曾根田	444-I-017	○	○		85,935	470
444-D-044	曾根田谷3	曾根田	444-I-018	○	○		82,637	251
444-D-045	大村谷	三牟田	444-II-015		○		4,616	856
444-D-047	田代谷	三牟田	444-I-020	○	○		22,262	10
444-D-048	浦谷谷－1	砥上	444-I-022-1	○	○		31,720	500
444-D-049	浦谷谷－2	砥上	444-I-022-2	○	○		22,249	703
444-D-050	上曾谷	曾根田	444-I-019	○			25,801	
444-D-051	前田谷	三牟田	444-I-021	○			39,084	
64箇所				44箇所	55箇所	3箇所		

## 16-5-2 急傾斜地の崩壊

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険場所番号	警戒区域人家	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m²)	特別警戒区域面積(m²)
443-K-001	袖ノ木	森山	443-II-001N		○	○	13.0	45.0	4,136	1,257
443-K-002	小路	森山	443-I-001N	○	○	○	23.0	48.0	12,753	4,925
443-K-003	谷	栗田	443-II-003N		○	○	8.0	55.0	2,302	563
443-K-004	宮ノ前	栗田	443-II-006N	○	○	○	22.0	57.0	10,097	3,338
443-K-005	山隈3	弥永	443-II-008N	○	○		26.0	38.0	12,922	4,947
443-K-006	久光	久光及び栗田	443-II-004N	○	○	○	15.0	62.0	7,708	2,252
443-K-007	長福地	久光	443-II-005N	○	○		7.0	54.0	655	140
443-K-008	峯町－1	久光	443-I-002N-1	○	○	○	11.0	69.0	3,420	846
443-K-009	峯町－2	久光	443-I-002N-2	○	○		6.0	39.0	1,074	293
443-K-010	浦山	大久保	443-I-003N		○	○	8.0	41.0	394	84
443-K-011	黒ヶ渕	上高場	443-II-007N		○	○	10.0	63.0	1,687	382
444-K-001	森	櫛木	444-I-004N	○	○		53.0	47.0	25,161	7,823
444-K-002	三箇山－1	三箇山	444-II-001N-1		○	○	29.0	49.0	8,714	3,256
444-K-003	三箇山－2	三箇山	444-II-001N-2	○	○	○	25.0	45.0	5,438	2,083
444-K-004	三箇山(b)	三箇山	444-II-002A	○	○	○	19.0	55.0	3,403	1,141
444-K-005	三箇山(a)	三箇山	444-II-003N		○	○	29.0	48.0	22,762	9,248
444-K-006	清水(B)	三箇山	444-I-001N	○	○		32.0	45.0	24,252	5,238
444-K-007	清水(A)	三箇山	444-I-003N	○	○	○	28.0	60.0	27,090	754
444-K-008	清水(b)	三箇山	444-I-002A	○	○		25.0	57.0	14,786	2,347
444-K-009	清水(c)	三箇山	444-II-004A		○	○	12.0	89.0	3,814	562
444-K-010	清水(d)	三箇山	444-NK-001		○	○	33.0	37.0	16,952	7,032
444-K-011	スヌノ	三箇山	444-II-022N		○	○	42.0	51.0	40,662	18,680
444-K-012	黒岩(a)	三箇山	444-I-010N	○	○	○	45.0	46.0	13,374	6,973
444-K-013	黒岩(c)	三箇山	444-II-020N		○	○	44.0	50.0	14,129	8,249
444-K-014	桜林	畠嶋	444-II-027N	○	○		22.0	42.0	8,073	2,814
444-K-015	松ヶ坂－2	畠嶋	444-II-025N-2		○	○	6.0	54.0	233	31
444-K-016	松ヶ坂－1	畠嶋	444-II-025N-1		○	○	8.0	68.0	2,595	631
444-K-017	柳口	畠嶋	444-II-023N		○	○	6.0	56.0	515	77
444-K-018	勝山(b)－2	三並	444-I-009N-2	○	○		7.0	51.0	1,072	231
444-K-019	松ノ下	三並	444-II-019N	○	○	○	32.0	54.0	14,491	5,567
444-K-020	三並	三並及び畠嶋	444-II-028N		○	○	12.0	69.0	7,178	2,021
444-K-021	法福寺	三並	444-II-026N	○	○		18.0	57.0	9,757	3,522
444-K-022	妙見－2	三並	444-II-024N-2	○	○	○	40.0	50.0	24,831	10,190
444-K-023	妙見－1	三並	444-II-024N-1		○	○	27.0	52.0	6,553	2,379
444-K-024	勝山(a)	三並	444-II-018N	○	○	○	24.0	50.0	10,636	3,734
444-K-025	勝山(b)－1	三並	444-I-009N-1	○	○	○	15.0	52.0	2,290	704
444-K-026	坂根(a)	曾根田	444-II-006N	○	○	○	20.0	53.0	3,551	1,384

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険場所 番号	警戒 区域 人家	特別 警戒区域	特別警 戒区域 人家	最大高 さ (m)	最大勾 配 (°)	警戒区域 面積 (m <sup>2</sup> )	特別警戒 区域面積 (m <sup>2</sup> )
444-K-027	坂根(b)	曾根田	444-II-005N	○	○	○	29.0	43.0	10,198	3,529
444-K-028	山口	曾根田	444-I-008N	○	○		46.0	44.0	12,033	5,262
444-K-030	立(2)-2	曾根田	444-I-011N-2	○	○		19.0	51.0	16,030	5,331
444-K-031	立(2)-1	曾根田	444-I-011N-1	○	○		9.0	51.0	4,648	1,411
444-K-032	浦山(1)-1	三牟田	444-I-006N-1	○	○	○	9.0	50.0	4,130	1,183
444-K-033	浦山(1)-2	三牟田	444-I-006N-2	○	○		15.0	63.0	2,505	941
444-K-034	浦山(2)-1	三牟田	444-I-007N-1		○	○	6.0	59.0	263	40
444-K-035	浦山(2)-2	三牟田	444-I-007N-2	○	○	○	24.0	51.0	8,159	3,223
444-K-036	浦山(1)-3	三牟田	444-I-006N-3		○	○	13.0	53.0	4,506	1,400
444-K-037	祭田	砥上	444-II-015A	○	○	○	16.0	55.0	7,353	2,422
444-K-038	祭田-2	砥上及び三牟田	444-NK-002	○	○		18.0	46.0	9,938	3,751
444-K-039	浦谷	砥上	444-II-014N	○	○		6.0	60.0	866	98
444-K-040	峯	砥上	444-II-013N	○	○		7.0	48.0	810	190
444-K-041	藤坂-1	砥上	444-II-012N-1	○	○	○	7.0	62.0	927	200
444-K-042	藤坂-2	砥上	444-II-012N-2		○	○	25.0	57.0	9,898	3,658
444-K-043	大牟田	吹田	444-II-009N		○	○	8.0	48.0	884	245
444-K-044	土穴(a)	赤坂	444-II-011N	○	○	○	10.0	52.0	5,421	1,509
444-K-045	土穴(d)	赤坂	444-II-010N		○	○	7.0	63.0	510	96
444-K-046	土穴(b)	赤坂	444-II-008N	○	○	○	7.0	51.0	936	212
444-K-047	赤坂(a)	赤坂	444-I-005N	○	○	○	11.0	43.0	6,551	2,164
444-K-048	土穴(c)	赤坂	444-II-007N		○	○	11.0	63.0	1,679	417
444-K-049	立(1)	曾根田	444-II-017N	○	○	○	29.0	45.0	8,365	3,057
59個所				38個所	59個所	43個所				

## 16-6 アンダーパス

上部交通路	アンダーパス名
国道200号線	八ヶ坪アンダー
	蔵役アンダー
	朝日東アンダー
	筑紫大橋アンダー

## 16-7 防災上重要な農業水利施設

### 16-7-1 防災重点農業用ため池一覧

番号	ため池名	所在地	築造年代	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	堤高 (m)	堤長 (m)
1	黒岩池	三箇山 150 番 2	明治時代	12	4.5	25
2	金山池	三並 383 番 1	明治時代	20	10.0	56
3	新堤池	三並 470 番	江戸以前	6	5.0	38
4	松の下池	三並 347 番他	明治時代	32	7.3	160
5	城ノ尾池	三並 46 番	昭和以降	16	12.0	58
6	橋ノ本池	畠嶋 462	明治時代	4	3.8	19
7	桜林池	畠嶋 66 番 2	昭和以降	5	8.0	50
8	地蔵谷池	畠嶋 374 番	明治時代	4	9.0	40
9	柳迫池	畠嶋 557 番 1	明治時代	6	7.0	54
10	鳥の巣池	三並 2222 番	明治時代	60	8.5	85
11	味噌池	畠嶋 682 番、三並 2097 番 森山 1222 番	江戸以前	96	6.4	397
12	炭焼開田池	三並 1223 番 1	明治時代	50	7.0	143
13	炭焼池	曾根田 1179 番	明治時代	56	15.0	155
14	田代池	三牟田 163 番他	大正時代	29	6.0	315
15	前田池	三牟田 186 番 1 他	明治時代	6	4.0	74
16	大村池	三牟田 50 番	明治時代	36	6.8	260
17	浦の谷池	砥上 223 番	昭和以降	7	6.5	74
18	日吉池	砥上 1010 番 1	昭和以降	32	10.0	130
19	藤坂池	砥上 1283 番	明治時代	7	6.0	102
20	牧の池	吹田 2425 番他	昭和以降	600	13.1	116
21	釣鐘池	赤坂 2646 番	明治時代	5	6.5	50
22	中島池	中牟田 1 番 1 他	昭和以降	30	7.0	77
23	茶屋原池	中牟田 27 番 1	明治時代	5	3.0	160
24	八ヶ坪池	中牟田 377 番 1	明治時代	15	3.0	81
25	小路田池	吹田 1735 番	明治時代	11	1.9	50
26	西原池	吹田 1697 番 1	明治時代	5	3.5	63
27	松延池	松延 229 番 1	江戸以前	360	5.0	380
28	峯古野新池	二 9 番 2	明治時代	5	7.0	89
29	峯古野池	二 13 番、筑紫野市山家 5549	明治時代	75	10.0	180
30	下原西池	中牟田 1284 番 2	不明	2	1.5	41
31	下原東池	中牟田 1081 番	不明	2	1.5	12
32	身延西池	東小田 2202 番 2	明治時代	4	3.5	180
33	身延東池	東小田 2202 番 1	明治時代	10	3.5	220
34	片牟田池	東小田 87 番 3	昭和以降	16	2.0	300

番号	ため池名	所在地	築造年代	貯水量 (千m³)	堤高 (m)	堤長 (m)
35	向原池	篠隈 1 番 1 長者町 116 番 1	明治時代	20	3.0	250
36	細牟田旧池	下高場 1034 番	昭和以降	18	2.4	340
37	細牟田新池	下高場 1031 番	昭和以降	27	5.0	450
38	才の木西池	下高場 476 番 1・2	明治時代	43	4.0	420
39	才の木東池	下高場 457 番	明治時代	32	5.5	200
40	深沼旧池	東小田 279 番 1	昭和以降	6	3.5	150
41	深沼新池	東小田 3209 番 1	昭和以降	10	2.0	260
42	市沼池	下高場 1634 番 1	不明	5	3.9	80
43	畔ヶ浦池	四三嶋 571 番	不明	3	5.0	50
44	下溜池	山隈 651 番	江戸以前	51	7.0	57
45	中堤	山隈 1739 番他	江戸以前	13	5.0	52
46	笠堤	山隈 1764 番	江戸以前	41	7.0	97
47	下堤	大久保 544 番 1 下高場 2916 番	江戸以前	98	4.1	60
48	整理池	上高場 1220 番他	江戸以前	5	5.0	567
49	西池	上高場 1481 番 1	江戸以前	26	5.0	439
50	中池	上高場 1482 番	江戸以前	18	3.0	363
51	東池	上高場 1875 番 1 他	江戸以前	36	4.0	375
52	浦山池（旧当所池）	当所 571 番	江戸以前	21	3.0	183
53	鳥越池（旧浦山池）	当所 603 番	江戸以前	29	4.0	89
54	小田池	森山 1317 番他	江戸以前	14	4.0	37
55	政田池	森山 205 番 1	江戸以前	16	3.0	221
56	小路池	森山 613 番	江戸以前	2.1	1.7	6
57	庵下池	森山 630 番	江戸以前	29	6.0	80
58	新堤	栗田 1832 番 2	江戸以前	18	8.0	39
59	堂の浦池	栗田 575 番 1・2	江戸以前	28	8.6	111
60	釜寺池	栗田 322 番	江戸以前	33	8.0	130
61	熊坂池	栗田 277 番 1～7	江戸以前	15	6.0	170
62	藤ノ木上池	久光 440 番	江戸以前	4	5.0	36
63	藤ノ木下池	久光 441 番	江戸以前	8	6.0	84
64	仙道上池	久光 69 番	江戸以前	8	4.0	116
65	湯ノ口池	弥永 799 番 1	江戸以前	9	4.0	155
66	大神池	弥永 631 番	江戸以前	10	4.5	56
67	金造池	弥永 622 番	江戸以前	3	5.0	33
68	湯の谷池	曾根田 113 番 1	昭和時代	230	16.3	160

16-7-2 ため池、頭首工改修箇所

種別	名 称	所在地	受益面積	備 考
ため池	堂の浦池	栗田字堂ノ浦 575 番地 1・2	48.2ha	
ため池	藤ノ木上池	久光字峯町 440 番	18.0ha	
ため池	藤ノ木下池	久光字峯町 441 番	18.0ha	



## 17 災害報告

### 17-1 災害報告事項及び県担当課一覧

【報告者：町長】

区分	県 主 管 課	経由機関	報告大別	報告事項
総合被害報告	防災危機管理局防災企画課 (保健医療介護総務課、医療指導課)	農林事務所	災害全般	総合被害報告
事業別被害報告	〃	消防本部（局）	消防	火災報告
	保健医療介護総務課 (国保・援護課、高齢者福祉課、児童家庭課、子育て支援課、障害者福祉課)	保健福祉環境事務所	社会福祉施設	社会福祉施設被害状況報告
	医療指導課	保健福祉環境事務所	医療施設	医療機関被害報告
	健康増進課	保健福祉環境事務所	防疫	被害状況報告
	〃	保健福祉環境事務所	防疫	防疫活動報告
	水道整備室	保健福祉環境事務所	水道	水道施設被害報告
	廃棄物対策課	保健福祉環境事務所	廃棄物	廃棄物処理施設被害報告 廃棄物処理事業被害報告
	園芸振興課	農林事務所	農林	農作物被害報告 栽培用施設被害報告
	農村森林整備課	農林事務所	農林 公共土木	農地・農業用施設被害報告 海岸、地すべり防止施設（農林水産省農村振興局所管分）被害報告 林地・林業施設被害報告
	団体指導課	農林事務所	農林	農協等 共同利用施設被害報告
	畜産課	農林事務所	農林	畜産関係被害報告
	林業振興課	農林事務所	農林	林業関係被害報告
	公園街路課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	下水道課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	河川課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
	住宅課	直接	住宅	住宅災害報告
	教育庁施設課	教育事務所	公立学校	公立文教施設被害報告

根拠法令等	報告時期	報告内容	主管省庁
災害対策基本法	即報 中間即報 確定	災害の状況 災害の程度 応急措置の概要	総務省 消防庁
消防法	即報 詳報	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
厚生省通知	速報	被害状況・被害額・復旧の対応状況	厚生労働省社会・援護
	請求時	被害状況	厚生労働省健康政策局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省保健医療局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	日報報告 完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	厚生労働省保健医療局
水道法	速報	被害状況・災害復旧事業費	厚生労働省生活健康局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	速報	被害状況・災害復旧事業費	環境省
農林水産省通知	速報・概況 確定	農作物等被害全般	農林水産省経営局
農林水施設暫定法	速報 確定	農地農業用施設 海岸、地すべり防止施設（農林水産省農村振興局所管分）	農林水産省農村振興局
農林水施設暫定法及び公共土木国庫負担法	速報 確定	農協等共同利用施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況 確定	家畜・畜産物・飼料作物・牧草地・施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況 確定	林業施設・林産物	林野庁
農水省通達及び公共土木国庫負担法	速報・概況 確定	治山関係・林業施設・林地・林地荒廃防止施設	林野庁
農林水産省通知	速報・概況 確定	造林地・苗畑・林業用施設	林野庁
建設省通達	速報 確定	街路・公園緑地	国土交通省都市・地域整備局
建設省通達	速報 確定	下水道	国土交通省都市・地域整備局
根拠法令等	報告時期	報告内容	主管省庁
公共土木国庫負担法	速報確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防施設	国土交通省河川局
建設省通達	即報・発生後7日以内	住宅	国土交通省住宅局
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	速報 確定	小・中・高校施設	文部科学省文教施設企画部

## 7-2 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和 39 年 5 月 21 日

改正 平成 6 年 4 月 1 日

平成 10 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第 1 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条の規定による報告及び他関係法令または各省（府）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項について定めるものとする。

### (定義)

第 2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

### (総括事務)

第 3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されない時、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置された時は、総合指令部（総括班）において行う。

### (報告責任者)

第 4 災害時における事務の輻輳を避けるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

### (報告すべき災害)

第 5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれがあるもの、又は 2 市町村以上にまたがるもので、1 市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるもの。

### (報告及び提出部数)

第 6 市町村長、関係出先機関の長および本庁関係部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表 1 によるものとする。

#### 1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、直ちに災害概況即報（様式第 1 号）を防災行政無線または電話（ファクシミリを含む。）をもつて報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第 1 号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第 2 号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記の定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区分	報告時間	
市町村長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各部長	11時00分	16時00分

## 2 詳報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

## 3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報および詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

## 4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（災害対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あてに報告するものにあっては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

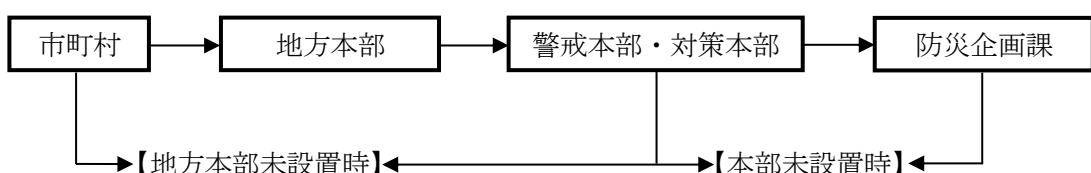
第7 市町村長、関係出先機関の長および関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

### 1 市町村長の報告

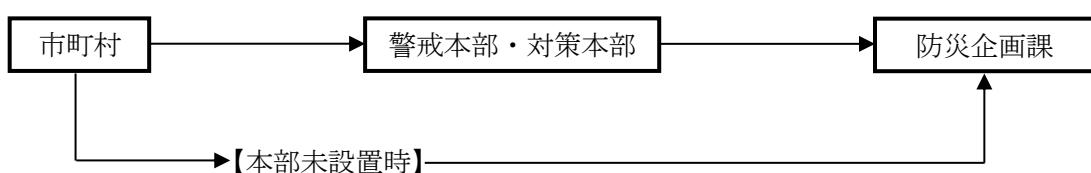
(1) 災害概況および被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



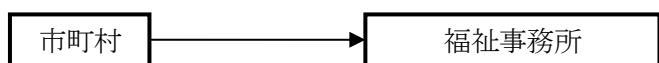
(2) 被害状況確定報告

（様式第2号の1）



(3) 社会福祉施設関係被害即報

（様式第2号の2）



(4) 保健環境関係被害即報

(様式2号の3、様式3号の1)



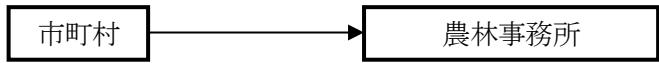
(5) 商工業関係被害報告・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の6、7、8、9、10)



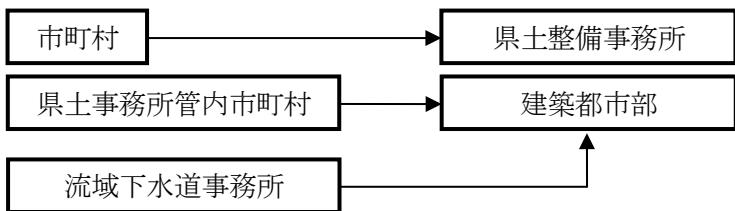
(8) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の13、様式3号の16)



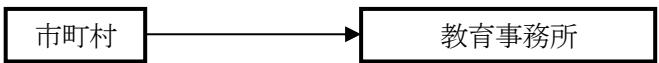
(9) 建築都市部関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の14、15、様式3号の17)



(10) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号14、15、様式第3号の17)



2 出先機関の長の報告

略

3 各部長の報告

略

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表1

被害区分		被 告 状 況	備 考
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。	
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月未満の治療を要する見込みの者とする。	
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは滅失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半 壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床 下 浸 水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のものののみを記入するものとする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
そ の 他	田 の 流 出 埋 没	他の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑 の 流 出 埋 没 及 び 畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に用に供する施設とする。	
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	

被害区分		被 害 状 況	備 考
そ の 他	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航 空 機 被 害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の危機が被害を受けたものとする。	
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止になった時点における戸数とする。	
	ブ ロ ッ ク 堀	倒壊したブロック堀または石堀の箇所数とする。	
被 害 金 額	罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。	
	公 立 文 教 施 設	公立文教施設とする。	
	農 林 水 産 施 設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公 共 施 設 被 害 市 町 村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農 产 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林 产 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜 产 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水 产 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

## 様式第1号

〔災害概況即報〕

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	
報告者名	

災害名 \_\_\_\_\_ (第\_\_\_\_\_報)

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 要	発生場所			発生日時	月　日　時　分	
被 害 の 状 況	死傷者	死　者　人	不　明　人	住　家	全壊　棟	一部損壊　棟
		負傷者　人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応 急 対 策 の 状 況			避　難　状　況			
			勧告・指示 自　主　の　別	日時	地区名	避難先

## 様式第2号の1

即報  
被 告 狀 況 報 告  
確定

市町村名		報告者名						
地方本部名		報告者名		報告日時				
				月	日	時	分現在	(市町村→地方本部→県本部)
市町村名								
区分		被 告	被 告	被 告	被 告	被 告	被 告	被 告
人 的 被 害	死 者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者	重 症	人					
		軽 傷	人					
住 家 被 害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
世帯								
人								
床下浸水		棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
田	流出・埋没	ha						
	冠水	ha						
	流出・埋没	ha						
	冠水	ha						
そ の 他	文教施設	箇所						
	医療機関	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖崩れ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
	航空機被害	機						
	水道	戸						
	電気	回線						
	ガス	戸						
	ブロック塀	箇所						
	り災世帯数	世帯						
	り災者数	人						
火災発生	建物	人						
	危険物	件						
	その他	件						
公共文教施設	千円							
農林水産施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他の	千円						
	被害総額	千円						
災害対策本部	設置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
	解散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
災害救助法適用		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
消防職員出動延人数	人							
消防団員出動延人数	人							

※他の報告様式は、「福岡県地域防災計画(資料編)」災害調査報告様式による。

## 18 災害救助法

### 18-1 災害救助法（抜粋）

(昭和 22 年法律第 118 号)

#### (目的)

第 1 条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行ない、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

#### (救助の対象)

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

#### (都道府県知事の努力義務)

第 3 条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

#### (救助の種類等)

第 4 条 救助の種類は、次の通りとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 4 医療及び助産
  - 5 被災者の救出
  - 6 被災した住宅の応急修理
  - 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - 8 学用品の給与
  - 9 埋葬
  - 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- ② 救助は、都道府県知事が必要であると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- ③ 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (事務処理の特例)

第 13 条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(繰替支弁)

第29条 都道府県知事は、第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

## 18-2 災害救助法施行令（抜粋）

（昭和22年政令第225号）

（災害の程度）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 1 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
  - 2 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
  - 3 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
  - 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- ② 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の程度・方法・期間）

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

- ② 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第1（第1条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第3（第1条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

### **18-3 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める 特別の事情等を定める内閣府令（抜粋）**

（平成25年内閣府令第68号）

（令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情）

第1条 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第3号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。  
(令第1条第1項第4号の厚生労働省令で定める基準)

第2条 令第1条第1項第4号の規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 2 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

### **18-4 福岡県災害救助法施行細則**

（昭和40年福岡県規則第44号）

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### **第2条 削除**

（救助実施区域の告示）

第3条 知事は、法第2条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。

（市町村長の緊急処置）

第4条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第13条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

（救助の組織）

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に1の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には1の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書(様式第3号から様式第3号の4まで)
- (2) 公用変更令書(様式第4号)
- (3) 公用取消令書(様式第5号)

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第6号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第7号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書(様式第9号)
- (2) 公用取消令書(様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適當な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第14条 政令第5条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第3のとおりとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 前条第3項の規定は、省令第6条第2項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第17条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第29条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 災害救助費繰替支弁金請求書（様式第21号及び第21号の2）

(2) 救助業務に要した経費算出内訳（様式第22号）

(3) 決定報告による被害状況調（様式第24号）

(4) 災害救助費繰替支弁状況調（様式第25号）

(5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書（様式第26号）を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書（様式第27号）に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条及び第23条 削除

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳（様式第43号及び様式第44号）に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。



(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。

(略)

附 則(平成 21 年規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

班 名	組 織	管 轄 区 域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	福岡市中央区、南区、東区、博多区 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	古賀市 糟屋郡
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	福岡市の西区、早良区及び城南区 糸島市
北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡		
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

別表第 2

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p>（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 300円 （加算額） 冬期（10月～3月）の燃料費 別に定める額</p> <p>(4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。</p>
2	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000 円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2) の規定にかかわらず別に定める。</p> <p>(4) 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項による期限内（最高 2 年以内）とする。</p>

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間																																																
3	たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) たき出しその他による食品の給与            ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時帰故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。            イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。            ヴ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。            エ たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時帰故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができるものとする。</p> <p>(2) 飲料水の供給            ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。            イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。            ヴ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																																																
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時に居住することができない状態となったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそぞ失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。            ア 被服、寝具及び身のまわり品            イ 日用品            ヴ 炊事用具及び食器            エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。            ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月～9月</td> <td>円 17,200</td> <td>円 22,200</td> <td>円 32,700</td> <td>円 39,200</td> <td>円 49,700</td> <td>円 7,300</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月～3月</td> <td>円 28,500</td> <td>円 36,900</td> <td>円 51,400</td> <td>円 60,200</td> <td>円 75,700</td> <td>円 10,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月～9月</td> <td>円 5,600</td> <td>円 7,600</td> <td>円 11,400</td> <td>円 13,800</td> <td>円 17,400</td> <td>円 2,400</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月～3月</td> <td>円 9,100</td> <td>円 12,000</td> <td>円 16,800</td> <td>円 19,900</td> <td>円 25,300</td> <td>円 3,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月～9月	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300	冬季	10月～3月	円 28,500	円 36,900	円 51,400	円 60,200	円 75,700	円 10,400	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月～9月	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,400	円 2,400	冬季	10月～3月	円 9,100	円 12,000	円 16,800	円 19,900	円 25,300	円 3,300
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																											
夏季	4月～9月	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300																																											
冬季	10月～3月	円 28,500	円 36,900	円 51,400	円 60,200	円 75,700	円 10,400																																											
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																											
夏季	4月～9月	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,400	円 2,400																																											
冬季	10月～3月	円 9,100	円 12,000	円 16,800	円 19,900	円 25,300	円 3,300																																											
5	医療及び助産	<p>(1) 医療            ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。            イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。            ヴ 医療は、次の範囲内にて行う。            (ア) 診療            (イ) 薬剤又は治療材料の支給            (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術            (エ) 病院又は診療所への収容            (オ) 看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。            オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2) 助産            ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。            イ 助産は、次の範囲内において行う。            (ア) 分べんの介助            (イ) 分べん前及び分べん後の処置            (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>																																																

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
5	医療及び助産	<p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
6	被災者の救出	<p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
7	被災した住宅の応急修理	<p>(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは全焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり520,000円以内とする。</p> <p>(3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
8	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000円      イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内      イ 利子 無利子      ウ 保証人 貸与を受ける者と連帶して債務を負担する者1人以上</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
9	学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学校部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>ア 教科書      イ 文房具      ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代      (ア) 小学校児童及び中学校生徒      教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費      (イ) 高等学校等生徒      正規の授業で使用する教材を給与するための実費      イ 文房具及び通学用品費      小学校児童 1人当たり 4,100円      中学校生徒 1人当たり 4,400円      高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
10	埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>ア 棺(付属品を含む。)      イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇用費を含む。)      ウ 骨壺及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人201,000円、小人160,800円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
11	死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>

救助の種類			救助の程度、方法及び期間
12	死体の処理		<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</li> <li>イ 死体の一時保存</li> <li>ウ 検査</li> </ul> <p>(3) 検査は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。</li> <li>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては1体当たり5,000円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</li> <li>ウ 救護班により検査ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</li> </ul> <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
13	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去		<p>(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇用費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
14	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇用		<p>(1) 応急救助のため輸送費及び人夫賃として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被災者の避難</li> <li>イ 医療及び助産</li> <li>ウ 災害にかかった者の救出</li> <li>エ 飲料水の供給</li> <li>オ 死体の捜索</li> <li>カ 死体の処理</li> <li>キ 救済用物資の整理配分</li> </ul> <p>(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

別表第3（第14条）

法第7条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類		実費弁償の方法及び程度
1	政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円</li> <li>イ 薬剤師 1人1日当たり 11,900円</li> <li>ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,400円</li> <li>エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,200円</li> <li>オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円</li> </ul> <p>(2) 時間外勤務手当</p> <p>職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 医師及び歯科医師にあっては、福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年福岡県規則第64号。以下「規則」という。）に定める3等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</li> <li>イ 薬剤師、保健師、助産師及び看護師にあっては、規則に定める5等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</li> <li>ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職にあっては、規則に定める4等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</li> </ul>
2	政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

## 18-5 筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例

制定 平成17年3月22日条例第71号  
改正 平成23年9月15日条例第12号

### 筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にしてこと。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とすること。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にすること。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
- ウ 住居が半壊した場合 270 万円
- エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円
- イ 住居が半壊した場合 170 万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
- エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のウ、前号のイ又はウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合、5 年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 51 年三輪町条例第 7 号)又は夜須町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 54 年夜須町条例第 16 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 23 年 9 月 15 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例及び筑前町災害見舞金の支給に関する条例の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害見舞金の支給について適用する。

## 1 8-6 筑前町災害見舞金の支給に関する条例

制定 平成17年3月22日条例第72号  
改正 平成23年9月15日条例第12号

### 筑前町災害見舞金の支給に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）による被災町民に対する見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (適用基準)

第2条 町長は、福岡県災害見舞金等交付要綱第2条を適用する災害が発生した場合は、その災害の被害者に対し見舞金を支給するものとする。

#### (支給の制限)

第3条 見舞金は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

#### (適用除外)

第4条 筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年筑前町条例第71号）の適用を受ける場合は、この条例に定める見舞金は、支給しないものとする。

#### (見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次に定める金額とする。

- (1) 全壊、全焼又は流失した世帯 1世帯当たり 4万円（ただし、1人世帯には2万円）
- (2) 半壊又は半焼した世帯 1世帯当たり 2万円（ただし、1人世帯には1万円）
- (3) 床上浸水した世帯 1世帯当たり 1万円（ただし、1人世帯には5,000円）
- (4) 死者又は行方不明者 1人につき20万円
- (5) 重傷者 1人につき10万円以内（その支給基準は、別表による。）

#### (支給の方法)

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金は被災世帯主に、同条第4号の見舞金は遺族に対し支給するものとする。

#### (遺族等の範囲)

第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にすること。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とすること。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害見舞金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対しても支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(支給の手続)

第8条 町長は、災害見舞金の支給を行うべき理由があると認められるときは、この条例の定めるところにより支給する。

- 2 町長は、災害見舞金の支給に関し、被災関係者に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の夜須町の区域で発生した災害に係る災害見舞金の支給については、夜須町災害見舞金等交付要綱（平成3年夜須町要綱第2号）の例による。

#### 附 則（平成23年3月15日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例及び筑前町災害見舞金の支給に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害見舞金の支給について適用する。

#### 別表（第5条関係）

要治療見込日数	1月以上3月末満	40,000円
要治療見込日数	3月以上6月末満	60,000円
要治療見込日数	6月以上	80,000円
ひん死の重症者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

## 19 筑前町避難行動要支援者名簿整備事業実施要綱

制定 平成19年4月1日告示第128号  
改正 平成26年1月28日告示第4号

### 筑前町避難行動要支援者名簿整備事業実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10の規定に基づき、在宅の高齢者、障害者等で災害時に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）に対し、日頃の見守り活動等を行うことで、災害時において地域の共助により、災害情報の提供や避難等の支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を整備することに際し、必要な事項を定めるものとする。

#### (避難行動要支援者)

第2条 この要綱において避難行動要支援者とは、町に住所を有する者で、次に掲げる者のうち支援を希望し、かつその支援を受けるために必要な個人情報の提供に同意した者とする。ただし、施設入所者を除く。

- (1) 65歳以上の独居の者又は65歳以上の世帯に属する者
- (2) 介護が必要な者
- (3) 身体障害又は精神障害若しくは知的障害のある者
- (4) 難病医療費助成又は人工透析療法を受けている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に災害時に自力で避難することが困難な者

#### (名簿の作成)

第3条 町長は名簿を作成し、次条に規定する情報を記録するものとする。

2 名簿は、筑前町要援護者支援ネットワーク台帳システムに登録するものとする。

#### (登録情報)

第4条 この要綱により名簿に登録する情報（以下「登録情報」という。）は次に掲げる事項とする。

- (1) 対象者の氏名、性別、生年月日、居住地、連絡先、かかりつけ医、世帯区分及び身体状況
- (2) 緊急時における連絡先
- (3) 避難支援等を必要とする事由
- (4) その他町長が必要と認める事項

#### (登録の申請)

第5条 支援を希望する避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、町長に提出するものとする。ただし、当該申請をする者が自ら申請を行うことが困難なときは、代理人により申請することができる。

2 避難行動要支援者は、前項の代理人による申請をする場合において、予め登録の主旨を理解し同意しているものとみなす。

3 前項により町長は提出された登録申請書を基に、登録情報を名簿に記録するものとする。

(登録情報の変更及び取消)

第6条 前条により登録を完了した避難行動要支援者（以下「登録者」という。）の登録情報に変更又は取り消す事由が生じたときには、速やかに避難行動要支援者名簿変更（取消）届出書（様式第2号。以下「変更取消届出書」という。）により、町長に届け出るものとする。

(登録情報の削除)

第7条 町長は、登録者が転出、死亡その他の理由により登録の必要がなくなったと認めるときは、名簿から削除するものとする。

(情報の利用)

第8条 登録情報は、地域福祉活動の推進又は災害等の緊急時における支援を目的とした事業若しくは活動に限り、利用することができるものとする。

(登録情報の外部提供)

第9条 町長は、本人又は扶養義務者の同意が得られたときは、避難支援等の実施に必要な限度で、筑前町個人情報保護条例（平成24年筑前町条例第23号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、次に掲げる避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に登録情報を提供することができる。

- (1) 地域包括支援センター
- (2) 行政区
- (3) 自主防災組織
- (4) 民生委員及び児童委員
- (5) 社会福祉協議会
- (6) 在宅介護支援センター
- (7) 消防署及び消防団
- (8) 警察署
- (9) その他、筑前町要援護者見守りネットワーク協議会が事業目的を達成するため、情報提供が必要であると判断した団体等

2 町長は災害等の緊急時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害等から保護するために特に必要があると認める場合は、本人又は扶養義務者の同意の有無に関わらず、条例第11条第3項第2号の規定に基づき、避難支援等関係者に登録情報を提供することができるものとする。

3 町長は前2項に掲げる者以外に登録情報を提供してはならない。

(登録情報の保管)

第10条 町長及び前条の規定により台帳情報の提供を受けた者（以下「保管者」という。）は、登録情報を適切に管理し、他に漏らすことのないようにしなければならない。

(登録情報の漏えい等の報告)

第11条 保管者は、登録情報が漏えい、紛失、滅失、改ざん、損傷その他事故の恐れるある場合は、直ちに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ関係者から事情を聴取して登録

情報の漏えい等の経緯について調査しなければならない。

(登録情報の廃棄)

第12条 町長は、保管者が第8条、第10条及び前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該保管者に対し、保管する登録情報に係るすべての文書及び磁気ディスク並びに電子データを第三者が判読できないよう必要な措置を講じた上で廃棄し、又は消去させるものとする。

(避難行動要支援者登録制度の広報等)

第13条 町長は、町の広報紙、ホームページ等を通じて、避難行動要支援者登録制度が円滑に運営されるよう町民に対し周知を図るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年1月28日筑前町告示第4号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

# 筑前町地域防災計画

令和5年3月改定

筑前町防災会議

■発行 筑前町環境防災課

〒838-0298

福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

Tel 0946-42-3111 FAX 0946-42-2011